

会報

第 148 号

◇エッセー

文化交流の先覚者 小辻節三氏を偲んで 東京芸術大学長 平山 郁夫

■諸会議議事要録

理事会

第2常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

医学教育に関する特別委員会

教養教育に関する特別委員会

教員養成制度特別委員会

生涯学習特別委員会

■予算・決算

平成6年度国立大学協会歳入歳出決算

平成7年度国立大学協会歳入歳出予算(案)

■資料

平成7年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等
について

学術審議会「卓越した研究拠点(センター・オブ・エクセレンス)
の形成」(中間まとめ)に関する意見書

「短期留学の推進について」(中間報告)に対する意見について

国立大学協会

平成7年6月

会報

平成7年6月 第148号

第45卷第2号通巻第148号

平成7年6月号

国立大学協会

●エッセー

- 文化交流の先覚者 小辻節三氏を偲んで
—イスラエルの旅から— 東京芸術大学長 平山 郁夫 ……………5

【事業報告】

■諸会議議事要録（平成 7 年 1 月～ 4 月）

理 事 会（3. 8）……………11

会務報告

協 議

- 平成 7 年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について
空席の副会長の取扱いについて
役員・委員の改選手続（案）について
各委員会委員長報告と協議
大学入試センターからの報告

第 2 常置委員会（1. 25）……………19

- 阪神大震災で被災した受験生等への配慮について

第 4 常置委員会（3. 27）……………23

- 「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況についてに対する回答を踏まえての提言について」の意見調査（まとめ）について
要望書について
「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望一」の原稿作成について

第 5 常置委員会（3. 20）……………27

- 「アジア太平洋大学交流（UMAP）会議」について
JUSSEP 小委員会の報告
委員の交代について
その他（国立大学協会訪米調査団について／「文化学術立国をめざして」の執筆について／「高等教育問題に関する日米二国間会議」について／要望書の提出について／意見の提出について）

第 6 常置委員会（4. 11）……………31

- 平成 8 年度概算要求の取扱い等について
委員長の代理について
「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望一」の分担について
専門委員の交代について
「国立大学財政問題懇談会」の解散について

医学教育に関する特別委員会（4. 25）……………33

医学部・附属病院が当面する課題についてのアンケートについて
医学教育をめぐる動きについて

教養教育に関する特別委員会（3.31）36

教養教育の改善に関する調査報告書について

教員養成制度特別委員会（3.9）37

委員の補充について

大学における教員養成

今後の検討課題について

生涯学習特別委員会（4.10）40

生涯学習における国立大学の役割

委員長の交代について

諸 会 合（平成7年1月～4月末までの開催会議）

【予算・決算】

平成6年度国立大学協会歳入歳出決算42

平成7年度国立大学協会歳入歳出予算（案）43

【資 料】

平成7年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等に

ついて44

学術審議会「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の

形成」（中間まとめ）に関する意見書47

「短期留学の推進について」（中間報告）に対する意見について49

【その他】

学長等の異動50

編集後記

／ 諸 会 合 ／

平成7年1月～4月

1月10日(火)	10:30	教員養成制度特別委員会小委員会
13日(金)	15:00	第5常置委員会JUSSEP小委員会
25日(水)	13:30	第4常置委員会小委員会
	14:00	第2常置委員会
30日(水)	13:30	大学院問題特別委員会調査専門委員会
2月9日(木)	15:00	第5常置委員会JUSSEP小委員会
23日(木)	13:30	第4常置委員会小委員会
3月8日(水)	13:30	理事会
9日(木)	10:30	教員養成制度特別委員会小委員会
	13:00	教員養成制度特別委員会
10日(金)	10:30	第1常置委員会懇談会
15日(水)	15:00	第5常置委員会JUSSEP小委員会
20日(月)	13:00	第4常置委員会小委員会
	14:00	第5常置委員会
27日(月)	13:30	第4常置委員会
31日(金)	15:00	教養教育に関する特別委員会
4月10日(月)	13:30	生涯学習特別委員会
11日(火)	14:00	第6常置委員会
19日(水)	13:30	第5常置委員会JUSSEP小委員会
20日(木)	13:30	第4常置委員会小委員会
21日(金)	10:30	教員養成制度特別委員会小委員会
25日(火)	13:30	医学教育に関する特別委員会

文化交流の先覚者

小辻節三氏を偲んで

東京芸術大学長

——イスラエルの旅から——

平山郁夫

平成7年3月24日金曜日に、東京芸術大学の卒業式を済ませると、翌日、イスラエルに向けて出発した。テルアビブのヘブライ大学の招待で、記念講演のためである。イスラエルまで直行便が無いので、パリーを経由して、一日がかりでテルアビブに到着した。天候は暑くなったり、雨が降ると冷えたり、不安定であった。到着した時は、小雨まじりの風が吹く生憎の天気だった。空港からテルアビブに向う沿道には、赤錆びた装甲車の残骸が、転がっていたが、1948年のイスラエル独立戦争時の記念として、自然に放置しているという。未だに厳しいパレスチナ和平の問題を抱え、アラブ諸国と緊張関係にある。

だが、エジプトの単独講和にはじまって、ヨルダンとの和平、PLOとの和平と少しずつ、解決の糸口が見付かって来たが、未だ道は遠い。

私は東西文化交流の地を訪ねて、何十回となくアジア、中央アジア、中東の旅をして来た。とくに、1976年から1977年にかけて、イラン、イラク、シリア、トルコを訪れ、私がシルクロードを描いた作品で、国際交流基金の主催による平山郁夫展を半年にわたって開催したことがある。またテヘラン、バグダット、ダマスカス、イスタンブールの各都市を半年にわたって、作品と共に、私も各地を訪ねて、文化交流をした事がある。イスラム文化圏は、そのような事情で知人も多い。近隣諸国の、ヨルダン、レバノン、クエート、アラブ首長国連邦、バハレーンなども、旅をしている。

そのような事情もあって、イスラエル訪問は、旧約聖書の国として、どうしても訪問しなければならない国であったが、しばらくは自粛と言う理由で、二十数年が過ぎた。

中東へはじめて訪問したのは、昭和41年6月、東京芸術大学中世オリエント遺跡学術調査団に参加して、トルコに4ヶ月滞在した時である。

その時、レバノンのベイルートから経由して、アンカラに入った。帰国の前の数日間は、レバノンや、シリアの首都ダマスカスを訪れた。古い都市である。聖書に登場する教会もある。ローマ時代の遺跡のアーチを利用した、スーク(市場)もあった。立派なイスラム教寺院のオマイアッド・モスクも見学した。

アラビアの風俗や習慣などは、ヨーロッパやアジアとも異なっている。全く違った文化圏にやって来たなど、この時、文化ショックを受けたものである。これを機会に、中東方面を何回も旅行する間に、東西文化交流の上で、中東文化を間接的に、ある面では直接に影響を受けている事が分った。こうして昭和41年から、中近東との交流が始まった。

昭和41年6月から10月まで、トルコのアナトリア高原で、ビザンチン時代の洞窟修道院の、壁画の研究調査を行った。私は、9世紀から13世紀頃の壁画模写を担当した。電気も無い、砂漠での生活は、後年のシルクロードを描く、基礎となった。ベイルートから帰国した時に、第一次中東戦争が起り、ベイルート空港が空爆されたニュースを聞いた。ベイルートは東地中海沿岸の、美しい豊かな国の印象を受けた。キリスト教徒と、イスラム教徒が仲良く同居し、理想的な国であるとの評価が高かった。大統領と首相をキリスト教徒とイスラム教の宗派からそ

れぞれ選出し、交替しながら政務を司っていた。

その原理が崩れ、以来レバノンは何派にも分派し、内戦が続いている。中東の金融センターとして、航空機の中継地点として栄えていた国である。ベイルートの市街は見る陰も無く廃墟と化している。何時果てるとも知れず、破壊が続けられ、多くの犠牲者を出している。

私は、第二次、第三次、第四次と続いた、中東戦争の合間に、大学の休暇には取材の旅をしたものである。シリアの首都ダマスカスには、平和な時代にはベイルートから、レバノン山脈を越えて、車で行ったものである。

中東戦争の休戦中に、ダマスカスに行ったが、ベイルートからの山道では、軍隊が集結したり、行進する中を車で走った。

ある時は陣地に出会い、検問を受けたりもした。また、シリア砂漠を夜半、自動車で行っていると、道を間違えて軍事地帯に迷い込んだ時もある。銃を構えて訊問された時は、震え上がったものである。シリアとヨルダンが国交断絶している時、シリアの国境から、中立地帯をトラックを転がして入国し、ヨルダンの旅をした事もある。

イスラエル国境近くになると、緊迫した中東情勢を、ピリピリと感じたものである。

第四次中東戦争でシリアのゴラン高原を、イスラエルは占領した。この後、シリアのダマスカスの国立博物館で、私は個展を開いた。この時、シリア政府から、ゴラン高原のイスラエル占領地区の一画に、クネイトラという町があるので、破壊されたクネイトラの廃墟を見学して欲しいとの、申し出があった。その時クネ

イトラは中立非武装地帯として、国連の管理下にあった。国連軍兵士の案内で、当時の栗野日本大使とクネイトラの廃墟を訪ねた。私が、広島出身で被爆体験があるので、クネイトラの廃墟も見て欲しいとの希望のようであった。だれでも許可無くして入れない地区である。日本大使館より、国連に連絡して入ることが出来た。数百メートルの地点にイスラエル兵がいる。危険なので、日章旗を掲げ、国連兵の案内でクネイトラを廻った。

今回のイスラエルの旅でも、ゴラン高原を訪ねた。3月末の高原は赤、白、黄、紫、ピンクの色鮮やかな花が咲き乱れていた。

18年前に訪ねたクネイトラの廃墟が、遙か彼方に遠望することが出来た。18年前には、イスラエル兵が立っていた場所である。今も、その一帯は立入禁止で、許可無く入る事が出来ない。18年の歳月を感じながら、テルアビブに戻った。一日も早く中東和平が達成される事を願いながらである。

ゴラン高原を地中海岸の東に向くと、この一帯はシリア、ヨルダンとイスラエルの国境が入り組んでいる。谷の向い側の道がヨルダンである。自動車が走っているが、石を投げると届きそうな距離である。国境の手前に鉄条網のフェンスがある。そのすぐ下は、綺麗に掃かれた砂地である。イスラエルのパトロール隊が、フェンス添いに偵察している。もし、国境から柵越えすると足跡が砂地に付くと言う。テロや、ゲリラを警戒して、必死のパトロールである。ゴラン高原を走り、レバノン国境に近い北部を訪ねたが、我々が引揚げた後に、レバノン領より、ヒズボラ派の追撃砲が飛んで来たと言う。3ヶ所の村が砲撃されたと車のラジオが伝えていると、運転手さんの話であった。

平和で、花咲き、小鳥が囀えずっている静かな地も、一転して厳しい中東の国際情勢に、一瞬緊張した。

やっと訪問が実現したイスラエルである。3月28日のヘブライ大学の講演も、2時間近いものだったが、学生たちは、熱心に聴いていた。

旧約聖書が、今も生き続けている国であるのに驚く。アブラハムや、モーゼも旧約聖書の物語りの世界で無く、ユダヤ人の生活に生き続けている。2000年の昔、ローマ軍によりユダヤ王国は滅び、ユダヤ人は世界中に散ったが、ユダヤ教はユダヤ人を、宗教によって2000年間支え、再び結集させ、イスラエル国を独立させたと言えよう。

四千年の歴史と、今日とが不可思議に交叉しているイスラエルは、世界史の中でも稀有である。パレスチナの問題、周辺のアラブ諸国との関係と、複雑な国際問題は多い。が、現実には、人々が集まり活気がある。これからどんな展開をみるか、世界の注目の的である。

本論の、小辻節三氏の話に戻そう。私の知人に、小辻節三氏のお嬢さんがいる。今回のイスラエルの旅に、ヘブライ大学の日本学者である、世話役のシロニー教授の話を知ると、小辻さんの友人であるという。さらに驚いたのは、エレサレムの墓地に、小辻節三氏は眠っているという事である。墓地の名前を聞いて、調べて貰った。シロニー教授によると、イスラエル国の中で、只一人の日本人として、墓地に埋葬されていると言う。

小辻節三氏は、日本のヘブライ語の草分け的存在であった由である。戦前、旧

満州鉄道の調査部に在職し、ユダヤ人問題を担当したらしい。戦後渡米し、ユダヤ研究を続け、ヘブライ語入門など、日本でユダヤ関係の書籍の出版もしているという。大学でヘブライ語の先生もしたらしい。多くの日本人ユダヤ研究者は、小辻節三氏の入門書の世話になっている。身体を壊し、日本に帰国し、晩年は鎌倉で家族と過し、病死したのが11年前である。小辻節三氏は、死の直前、病院でユダヤ教に改宗し、イスラエル国民に帰化の手続をとった。

こうして、日本人として只一人、遺体をエレサレムに空輸して、埋葬された。家族は付添うことも無く、特別にイスラエルの友人たちの手によって、手厚く葬むられたとの事であった。異郷の地で一人淋しく眠る小辻氏の墓に、時たま、お参りするユダヤ人の友人もあったらしい。ユダヤ教の風習に、お墓参りをすると墓地にある、小石を墓石の上に置くのだそうである。大きい墓地であったが、ガイドが親切に探し当てて呉れた。杉の木の下に、小辻氏の墓はあった。杉のしたり落ちる汁で、少し苔蒸していた。運転手さんが、車のブラシで洗い、アブラハム小辻というヘブライ語の名前を刻んだのが、くっきりと見えた。傍のシクラメンの野の花をお供えし、異郷に眠る小辻氏を詣でた。ヘブライ語の研究から、ユダヤ問題と、命をかけてのめり込んだ小辻節三氏である。日本研究のイスラエルの人々は、小辻節三氏の事を知っていた。このような先覚者がいたことに感動しながら、小辻氏のお墓参りをし、中東和平の完全な日が実現することを祈った。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成7年3月8日(水) 13:30~17:00

場所 東京ガーデンパレス「華の間」

出席者 吉川会長

井村副会長

手代木, 西澤, 江崎, 丸山, 木村, 野村, 小黒, 岡田, 加藤, 金森, 西塚,
村上, 武田, 岡市, 池田各理事

阪上第4常置委員会委員長

堀川, 山本各監事

武藤(大学院), 石川(医学教育)各特別委員会委員長

(大学入試センター)高橋所長, 平川副所長, 菊池事業部長

吉川会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように挨拶があった。

本日は、学年末ご多忙のところお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

本理事会は、平成7年度の国大協予算(案)について、また、本年は、2年に一度の国大協の役員・委員の改選の時期になるので、6月の総会・理事会における改選手続について予めお諮りするとともに、本年2月に退任された鈴木副会長の後任の副会長の取扱いについてもお諮りしたい。

また、各委員会から審議状況のご報告と協議などをお願いしたい。

なお、委員会報告のため特別委員会の各委員長にもご出席いただき、また、大学入試センター試験に関する説明のため、後刻、大学入試センターの高橋所長にもご出席願うので、ご了承いただきたい。

最初に、学長交代により初めてご出席の理事をご紹介します。

理事 神戸大学長 西塚泰美(前任 鈴木学長)

ついで、西塚理事から、就任の挨拶並びに阪神大震災に関して各大学から神戸大学に寄せられた支援に対する謝辞が述べられた。

引き続き会長から次のように述べられた。

ご欠席の連絡があったのは、北海道大学の廣重理事、一橋大学の阿部理事、第3常置委員会の佐々木委員長、教員養成制度特別委員会の蓮見委員長、教養教育に関する特別委員会の坪井委員長、及び生涯学習特別委員会の加藤委員長である。

ついで、事務局から配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長から、これについては、「資料4」にその概要が記されているが、ここではその要点を報告することとしたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

1. 全国高等学校長協会との懇談について

11月25日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、第2常置委員会の加藤委員長、山極専門委員、荒井専門委員、入試改善特別委員会の市川委員、天野郁夫委員、天野正輝委員が全国高等学校長協会の増井会長（東京都立九段高等学校長）ほか関係者と大学教育ならびに高校教育の現状と課題について懇談した。

2. 要望書の提出について

11月の第95回総会で承認された「国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書」については、12月6日第5常置委員会の江崎委員長、西村委員、滝沢事務局長が法務省を訪れ、法務大臣、入国管理局長ほか関係官に同要望書を提出、その実現方を要望した。

3. 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより、11月28日、滝沢事務局長が全大教の小山副委員長、高橋書記長ほか3名と会い、大学関係予算、教職員定員、待遇改善等について懇談した。

4. 日本私立大学団体連合会との懇談について

1月11日、入試改善特別委員会の井村委員長及び滝沢事務局長が日本私立大学団体連合会の橋高会長及び小山副会長と平成9年度以降の入試日程について懇談した。

5. 阪神大震災で被災した受験生への配慮について

(1) 1月25日第2常置委員会で審議し、1月27日に「阪神大震災で被災した受験生への配慮について（要請）」の文書を各大学宛送付した。

(2) 「阪神大震災地域の受験生の皆さんへ」の新聞広告を1月29日被災地域の朝刊に掲載した。

(3) 2月3日「阪神大震災で被災した受験生を対象とする特例入試の実施について」の文書を各大学宛送付した。

(4) 2月3日、吉川会長と滝沢事務局長が神戸大学と神戸商船大学を訪ね、状況把握と特例入試の実施について協議した。

6. 意見の提出について

学術国際局から、「短期留学推進に関する調査研究協力者会議」が取りまとめた「短期留学の推進について」（中間報告）について意見の提出を求められたので、第5常置委員会に依頼し、協議してまとめた意見を2月10日提出した。

7. 国大協宛要望書について

前回理事会以後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付した。

II 協 議

1. 平成7年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成7年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたい、と述べられ

た。

ついで、事務局長から、「資料6」に基づいて説明があり、原案どおり承認され、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

2. 空席の副会長の取扱いについて

このことについて、会長から次のように諮られた。

本年2月15日に神戸大学長の鈴木副会長が退任され、現在副会長1名が空席になっている。会則によると、副会長の選出は、理事による互選ということになっており、本日互選していただくことは可能であるが、来る6月総会・理事会における役員・委員の改選を控えていて、この間副会長を選任しても短期間で改めて改選を行うことになるので、この席をできれば6月まで空席にしておくことを提案したい。

この会長からの提案について協議の結果、特に異議なく、了承された。

3. 役員・委員の改選手続（案）について

会長から、来る6月総会において、役員・委員の改選が行われることになるので、その手続等についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで、事務局次長から、「資料7」及び「資料8」の説明があり、協議の結果、次のとおり決定した。

(1) 地区代表理事（世話人）の選出について
各地区の理事候補者の互選等を行うための地区代表理事（世話人）を次のとおり選出した。

北海道・東北地区＝東北大学

関東甲信越地区＝東京工業大学、千葉大学

中部地区＝名古屋大学

近畿地区＝京都大学

中国・四国地区＝徳島大学

九州地区＝九州大学

なお、理事候補者互選の結果は、5月15日（月）までに事務局に報告することとした。

(2) 所属希望委員会に関する各学長への照会について

これについては、各学長より4月14日（金）までに回答を事務局に提出して貰うこととした。

4. 各委員会委員長報告と協議

会長から、これより各委員会の報告と協議をお願いする旨述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

前回理事会以後本委員会は開催していないが、2点ご報告したい。

1) 助手および研究教育支援体制の問題について

助手および研究教育支援体制の問題について、11月総会に報告したのち、委員長がこれまでの審議を踏まえ改善への提案を含む見解の原案を作成した。これを委員会で審議するつもりであったが、阪神大震災という不測の事態で委員会開催の予定が立たなかったため、郵送により各委員にご意見を伺ったところ、多少ご意見はあったが、大筋でお認めいただいた。

原案は、基本的には前回報告に則っているが、以下概略ご説明したい。

助手については研究者、教育者の候補者から研究教育の支援に専念する人まで幅広く分布している現状を踏まえ概念の整理を行った。なお、教務職員については、その職務の実態は助手と殆ど変わらず、両者を区別する理由はないので、

将来は一本化するのが適当と考える。

わが国の研究教育体制は、グループへの帰属意識が強く、これが独創的研究の発展を妨げる一因となっており、また、研究教育支援者と将来研究者、教育者になる者とが同一のカテゴリーで扱われ職務区分が明確でないことも独創的研究者を育てるのにマイナスになっている。そういう観点から、助手のうち、研究者、教育者となることが期待される人に着目して、任期付きの特別研究員、講師制度を創設することを提案した。これが従来の学術振興会の特別研究員制度と異なる点は、学術振興会のPD特別研究員は實際上助手の前段階になっているのに対し、助教授の前段階として位置づけられることである。これの任用については、現在の助手定員の一部をコンバートする案が考えられる。一方、現在の助手制度の存続の希望も強く、特に、実験研究においては、研究教育支援ということもあるが、むしろ、研究教育の協力者を確保する面から、あるいは研究教育者のトレーニングの期間が長い、などの理由から存続が望まれている。そこで、任期のつかないポジションとして現在の助手の存続を前提に新しい制度の提案をした。

また、技術職員については、特定の研究題目にとらわれない技術を提供する職員として存在意義は明らかであり、その組織化及び専門行政職への移行を支持したい。なお、技術職員の組織化については、その職務の性格からいって、講座編成から離れた別の組織とすることが適当と考える。

いずれ本委員会を開催し、この問題についてさらに検討のうえ最終的に見解をまとめ、総会にご報告したい。

2) 科学技術基本法案について

先ごろ、衆議院の尾身議員から吉川会長に、わが国の科学技術の振興を趣旨とする「科学技術基本法案」を議員立法により今期通常国会に提案したく、この法案について各方面から意見を伺っているが、国大協からも意見を伺いたい旨申し出があった。この申し出について会長と相談し、3月10日（金）に第1常置委員会の懇談会を開催し、先方から法案の説明をきき、意見交換することとした。

(2) 第2常置委員会（加藤委員長）

1) 全国高等学校長協会との懇談について

会長からの会務報告にあったとおり、昨年11月25日、国大協と全国高等学校長協会との懇談を行った。

2) 阪神大震災で被災した受験生への入試上の配慮について

阪神大震災発生後、被災受験生に入試について特別な配慮を行う必要があるかどうか会長と相談し、急遽、1月25日（水）に本委員会を開催した。当日は、特に会長及び入試改善特別委員会の井村委員長も出席され、国立大学として被災受験生に対する特別入試を行うことの是非、行うとするとした場合、どのような方法が考えられるか等について緊急協議した。

結論としては、特別入試（特例入試）を行うべきであるということ、その方法には、①志願した当該大学について再試験を行う、②志願大学の如何を問わず再募集を行う、などが考えられるのではないかと。しかし、被災受験生の確認や選抜方法等の公表など国立大学として統一的に定める必要がある事項については文部省と協議する必要があり、取り敢えず、被災受験生に特別入試等の措置を配慮していただけるよう、早急に文書をもって各大学長宛要請することと

した。

そこで、委員会の議論を踏まえ、各大学がそれぞれの実情に応じた判断に基づいて再試験等の実施について配慮を賜りたいという要請と、国立大学として統一した基準を定める必要がある被災受験生の範囲及び各大学における選抜方法の公表等については今後文部省と協議のうえ追ってお知らせする予定である旨の文書を取りまとめ、これを1月27日付会長と第2常置委員会委員長の名で各国立大学長宛送付した。

その後、会長、第2常置委員会委員長及び文部省とで、種々協議を行い、被災受験生の認定、受験資格、試験期日、特別入試の発表期限、受験申請の手続、受入れ準備など、各大学共通的に考え得る条件等を取りまとめるとともに、これを特例入試を行う際の参考にしていただくべく、2月3日付会長及び第2常置委員会委員長の名で各大学に送付した。

その結果、幸い国立大学で特例入試を行うこととなった。

(3) 第3常置委員会

(佐々木委員長の代理：岡田委員)

1) 阪神大震災による内定取消しについて
大震災による企業の就職内定取消しのないよう文部大臣、労働大臣が産業界に強く要望したが、就職問題懇談会でも同趣旨の意志表明を行った。調査によると、現在、就職内定取消、採用延期、勤務条件の変更は次のとおりである。

内定取消しが、国立大学5件、国立短期大学1件の計6件

採用延期が、国立大学1件、国立短期大学3件の計4件

勤務条件の変更が、国立大学3件
である。これらの内容をみると、いずれも、止

むを得ないと思われるものであり、取消しのための取消しは調査結果からは読み取れない。

2) 外国人留学生の学生生活に関するアンケートについて

目下、各大学に「外国人留学生の学生生活に関するアンケート調査」を依頼中である。この調査項目は、留学生数、留学生用宿舎の設置状況、奨学金の実態、学位授与状況、学部・大学院教育、日本語教育、地域との交流状況のほか、留学生の抱く諸問題などであるが、このうち、「留学生の抱く諸問題」については、この際に留学生から率直な意見を汲みあげていただきたい旨依頼した。なお、アンケートの回答締切は、平成7年3月31日である。

(4) 第4常置委員会（阪上委員長）

本委員会は、平成6年6月総会（第94回）に「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について』に対する回答を踏まえての提言」を提出したのち、引続き平成6年8月から10月にかけて「提言」に対する各大学、学部等の意見調査及び教室系技術職員の現時点での実態調査を行った。昨年11月総会にこの調査結果について中間報告を行ったのち、引き続き取りまとめをすすめているが、その後の取りまとめ状況について概略ご報告したい。

引続き阪上委員長から、教室系技術職員の調査結果について、組織化の現状、技術職員の級別分布、学歴区分・資格区分別比率の実態、「提言」についての意見（「組織化の実体的形成について」、「職務分類と専行職移行についての検討について」、「本委員会の基本的考え方について」、「『提言』全体についての意見」等）について説明があったのち、次のように述べられた。

人事院は、昭和60年に専門行政職俸給表を初

めて導入したが、その時点で、国立大学の教室系技術職員へのこの俸給表の適用について、「現状において適用することは無理があり、今後その官職の整理等をまわって別途協議する」との見解を表している。本委員会としては、職務の多様性は教室系技術職員本来の特性であり、そうした職務への対応能力が業務遂行にあたって必要な専門性であるとの考え方のもとに専門行政職移行への条件を具体的にし、人事院と協議できるよう慎重に検討している。これまでの検討で、専門行政職俸給表適用の資格要件としては、たとえば、国家公務員採用試験Ⅱ種試験以上合格者又はそれに準ずる者について各大学が設ける審査機関において審査のうえ人事院と協議する案が出ているが、来る3月27日(月)に本委員会を開催し、さらに検討を行ったうえ来る6月総会に専行職移行条件についての提案を含む「調査のまとめ」を提出報告し、ご意見を伺いたい。

以上の説明について会長から、長期にわたりご審議いただいている専行職問題は、大詰めの段階を迎えており、次回総会において十分ご議論賜りたい旨述べられた。

(5) 第5常置委員会(江崎委員長)

1) UMA P(アジア太平洋大学交流)会議について

昨年12月6日から8日まで、大阪府豊中市千里ライフサイエンスセンターで第4回UMA P会議を開催した。会議の参加者は海外22カ国から56名、国内220名、あわせて270余名にのぼった。UMA Pは、アジア太平洋地域の大学間の学生・教育者・研究者の交流を促進することを目的としている。多様性とバイタリティに富み、経済成長が著しい環境の中で、アジア太平洋域

内の大学間交流を促進していくことは、それぞれの国の産業の発展の上でも、また国民間の相互理解の上でも意義深いことである。今会議は、総会のほかシンポジウムや作業班会合が行われ、総会では「大阪宣言」を採択し、発表した。「宣言」は、交流の障害要因について、特に、語学教育、単位互換の不十分さ、ビザ発給上の問題点、宿舍の不足等の課題について、政府、高等教育機関、民間ならびに地域社会など多角的アプローチによる取組みの必要性のほか、財政的に余裕がない大学がUMA Pの交流計画に参加できるようにするためAPECによる奨学金計画の設立の勧告などが盛り込まれている。次回第5回のUMA P定例総会は2年後の1996年8月にニュージーランドで開催される。

2) JUSSEP小委員会について

「CULCON」(日米文化教育交流会議)の要請をうけて、日米大学学部学生交流の増大について、特に米国の学生が国国立大学への受入れを大幅に増やすことについてJUSSEP小委員会で検討している。一方、米国側の窓口であるAAC&Uでは、①米国の学部学生の日本への関心を高めて積極的に日本への留学をリクルートするとともに、渡日に際するさまざまな支援を行うための財政援助措置(“The Bridging Project”)、及び②日本の大学で学ぶ米国人学生のためのカリキュラム開発への財政援助措置、を連邦政府に申請していたが、②については既に認められたということである。留学生のためのカリキュラムは、本来、受入れ大学がそれぞれ独自に作成するのが当然であるが、その参考となるモデルプログラムを日米相互で研究していくことが合意されており、今年1月にカリキュラム開発に関する日米合同の第1回会合が開催された。引続き今年の6月及び

来年1月に会合が開催される予定である。開発するカリキュラムとしては、一般的にはアート及びサイエンスであるが、さらにビジネスからエンジニアリングまで広げることも検討されている。

3) 訪米調査団について

前回は承された、米国学事情視察団の派遣について、その後具体的計画について検討し立案した。訪問大学、日程等は配付資料のとおりである。

(6) 第6常置委員会

欠席の廣重委員長に代り会長から次のように述べられた。

前回総会以後本委員会は開催していない。来る4月11日(火)に委員会を開催し、“国大協白書”の第6常置委員会に係る執筆部分について、執筆内容の検討を行う、というご報告を廣重委員長から頂いた。

(7) 学術情報特別委員会(木村委員長)

本委員会の当面の課題は、著作権の問題と図書館の運営の問題である。図書館の運営の問題について、各大学に図書館の経費の取扱われ方についてアンケート調査したことを前報告したが、その後各大学から寄せられた回答の集計整理を行った結果、これがほぼまとまったので、いずれ委員会を開催し、集計結果をもとに問題の検討を行いたい。

(8) 医学教育に関する特別委員会

(石川委員長)

昨年11月総会において、「医学部・附属病院が当面する課題」について関係大学にアンケート調査することをお認めいただいたので、その後

専門委員会を開催してアンケート案を取りまとめた。今年1月に本委員会を開催し、このアンケート案について審議する予定であったが、阪神大震災が起きたため開催を見合わせていたが、近く委員会を開催しアンケート案を確定し調査を実施したい。

(9) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長の代理：岡市委員)

昨年、8月19日を回答締切として各大学に大学設置基準の大綱化に伴う教養教育の改善状況について照会し、いただいた回答(教養教育を実施している95大学すべて)の集計結果について前回概要ご報告したが、その後12月16日に専門委員会及び本委員会を開催し、引続き集計結果の分析並びに最終取りまとめの検討を行って作業を終了し、本年3月末に報告書として刊行する予定である。

報告書は、第1章が「アンケート結果の概要」、第2章が「資料編」として各大学から寄せられた改善状況に関する回答を紙数が許す限り掲載した。各大学からの回答をみても、全体的に一貫教育の方向で改革をすすめている様子が見え始める。その中で、履修単位数だけをみる限りでは、教養教育は量的に減少の方向にあるが、教養教育全体についてそれぞれの大学に相応しいあり方を検討され、新しい教養教育の確立に向けて模索が始まっていることが読み取れる。すでに教養教育を実施されている大学においても今後改革をすすめる上でアンケートの集約が参考になるかと思う。

(10) 教員養成制度特別委員会

(蓮見委員長の代理：堀川委員)

昨年11月総会以後本委員会は開催していない

が、総会に報告した、大学における教員養成の「調査結果の考察と提言」に対し寄せられたご意見を参考にして、小委員会で報告案に手を加え、現在最終的に取りまとめを行っている。明3月9日（水）に開催する本委員会で最終原案を審議し、その承認を得て印刷に付す運びとしたい。これをもって平成5年2月に実施した調査とそれに基づく報告の作成を終え、明日の委員会では次に取り上げるべき課題等について協議する予定である。

(11) 大学院問題特別委員会（武藤委員長）

国立大学教官への悉皆調査として、この1月末に「国立大学の大学院に関する調査票」を各大学に送付するとともに各部局を通じて教官から回答を提出していただくようお願いした。なお、神戸大学及び神戸商船大学の2大学については阪神大震災の影響に配慮し、回収締切日を1ヵ月後らせてご協力いただくことにした。今後、回答の回収をまって、データを電算処理、分析ののち、報告書の執筆に着手するが、本報告をまとめる以前に中間報告を提出したいと考えている。

(12) 生涯学習特別委員会

加藤委員長欠席。報告事項なし。

(13) 入試改善特別委員会（井村委員長）

平成9年度から国立大学の入試は、分離分割入試に統一して行われるが、その実施要領・細目等は本年秋の総会で決定公表する必要がある。分離分割入試に統一する当り、前期日程に比べて窮屈な後期日程の試験日程の改善、及び前期試験の入学手続日と後期の試験開始日の重なる改善を要望されており、このため、予て

より現行の試験開始日を早めることについて私立大学側と協議しているが、まだ結論を出すに至っていない。また、平成9年度からは入試センター試験も変る可能性があるため、その成り行きもみながら、引続き平成9年度の入試の問題について検討したい。

5. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試センター試験に関し次のような報告説明があった。

本年は、今般の阪神大震災の影響により、入試日程の変更、特例入試の実施など、各大学とも従来にも増してご心労が多かったこととお察しする。

平成7年度大学入試センター試験は、ご承知のように過去最高の35万7千人を越える志願者があり、全国公立大学及び104の私立大学の協力を得て、去る1月14日（土）及び15日（日）の両日実施された。本試験終了後、大震災が発生し、追試験について急遽九州大学にも試験場を設けて実施した。また、降雪の被害による再試験も一部で実施したが、無事試験を終了することができた。

試験の結果については、2月2日に公表したとおりであるが、①各科目の平均点は、科目により多少差異はあったものの、概ね従来目標としている線（60点程度）に沿った結果になった。②「理科」及び「社会」の各科目間に著しい得点差がなかったため、今回も科目間の得点調整を行う必要がなかった。③出題内容については、全般的に適切であったとの評価を得たものと思う。

次に、平成9年度からの入試センター試験の実施に関連して、予てより、①追試験の要否、

②得点調整の要否、③枝間配点の公表、について検討しているが、これまでの検討から、得点調整は殆ど不可能と判断されるので、各大学には素点を提供することにした。また、枝間配点の扱いについては、各大学の入試センター試験の利用方法の多様化がすすみ、大学の序列化を助長する心配はなくなってきたと判断されるので、枝間の配点まで含めてすべての配点を公表することにしたと考えている。なお、追試験の要否の問題については引き続き検討したい。

6. その他

(1) 当面の問題について

会長から、次回総会で「当面の諸問題」として討議する課題について諮られ、種々協議が行

われた結果、「国大協の組織のあり方と国大協の社会的使命」について討議する予定とした。

(2) 「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望」について

このことについて、井村副会長から次のように述べられ、了承された。

前回理事会及び総会に「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望」のレジュメを提示しご意見を伺ったが、その後、編集小委員会で、執筆者、原稿枚数等について調整手直を行った。それが配付の「資料10」である。タイトルも含めてご意見があれば後日でも結構であるので、お寄せいただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 平成7年1月25日(水) 14:00~16:10

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 吉川会長

井村副会長

加藤委員長

橋本、丸山(工)、木村、野村、宮地、吉田、丸山(和)、松浦、入野、三木、喜多村、池田各委員

(オブザーバー) 宮城教育大学山田教務課長

(大学入試センター) 平川副所長、中原管理部長

(文部省) 近藤大学課長、山根大学入試室長

加藤委員長主宰のもとに開会。

特に、吉川会長、井村副会長が出席したほか、文部省から近藤大学課長及び山根大学入試室長、大学入試センターから平川副所長及び中原管理部長が出席した。

1. 阪神大震災で被災した受験生等への配慮について

初めに、委員長から次のように述べられた。

本日は、会長のご要請で急遽本委員会を開催することになったものであり、まず会長からこの間の経緯をご説明いただくことにしたい。

ついで、会長から次のように述べられた。

このたび起った阪神大震災がもたらした被害の大きさは計り知れず、被災された方々の困難さは想像を絶するものと察する。この震災に対し、既に文部省では、入試に関して、被災地域の受験生の負担軽減について検討を始め

たと聞か、国大協として、この問題への対応を協議する必要があると考え、加藤委員長に第2常置委員会の開催をお願いしたものである。

つづいて、文部省の近藤大学課長から、阪神大震災発生に伴う各国公私立大学の現時点での入試への対応状況（出願期間の延長、試験期日の変更措置等）の報告に引き続き、次のように述べられた。

今回発生した大規模な地震で、多数の受験生が家屋を損壊したり学習図書等を失うなどの被害に加え精神的打撃も受け、厳しい状況に置かれている。このため、マスコミも含めて、被災受験生に特別に受験機会を与えるなどの配慮が必要ではないかとの意見もある。文部省としてこの問題への対応の検討を始めており、文部大臣は、一昨日の記者会見で、被災地の受験生が不利益にならないよう最大限の努力をしたい旨述べられた。こういう状況を踏まえ、吉川会長に、国大協として再試験等の特別措置についてご検討をお願いした次第である。

以上のような説明があったのち、大震災に伴う受験生への入試対応について、おおむね次のような意見交換があった。

- 入試は、基本的には各大学の自主的判断によることが大前提であり、被災地域の受験生に対し特別に再試験等を行うか否かについても、仮に行うとした場合、その実施方法についても各大学の判断によることであるが、再試験等を行う方向で検討すべきであるということ意見が一致できるのではないか。
- 被災受験生の救済について、大学によっては、再試験というよりは、むしろ本試験を延期する形の方が行いやすいところもあるのではないか。再試験等に限らず、試験の延期ということも含めて検討してはどうか。

- 各大学とも既に試験期日を公表しており、再試験等に代えて入試期日を延期するといっても、その変更を多くの大学で行うことは難しい。また、2、3日程度の延期であるならば実際には救済にはならないのではないか。
- 震災でどのくらいの受験生が実際に影響を受けているか調べる必要がある。全国的に試験期日を替えると他の受験生に大きな影響を及ぼすので、全体として期日をずらすのは問題があると思う。
- 今回の震災による災害救助法適用地区に居住し、大学入試センター試験を受けた受験生は、大学入試センターの調べによると、約1万8千人である。
- 各大学とも既に入学定員を発表しているが、仮に再試験等を行うとした場合、この募集人員の取扱いはどうなるのか。
- 発表済みの平成7年度学生募集定員は変更できない。再試験等を行った場合の募集人員については入学定員に上乘せせざるを得ないと考えている。
- 被災者であることを大学が確認する手段としてはどういふものがあるか。
- 被災者の特定については、一つは、災害救助法適用地域として指定された市町村が発行する罹災証明書の交付を受けることが考えられる。
- 再試験等を行うとした場合、これを受験できるのは、本試験の未受験者にかぎるか、本試験の不合格者も含めるかは議論が分かれるところであろう。本試験を受けるか再試験等を受けるかをいつかの時点でチョイスさせることになるが、いずれにしても早く選抜の方法や期日等を決定し、これをいかにアナウンスし周知させるかが問題である。

- 被災者でも被害の程度は人によって違う。本試験か再試験かをチョイスさせるにあたって被害の程度は考慮しなくてよいのか。
- 再試験等を行うかぎりにおいては、大学としては、被災の認定があればすべて救済措置の枠内に組み入れることはやむを得ないのではないか。
- 再募集の形で、一般入試の入学手続締切期日後の第2次補欠募集に合わせて行うことも考えられる。これだと、負担が比較的少なく実施できよう。
- 学内で再試験を行う方向で議論している。その状況を紹介したい。

初めに、再試験を何故行うかを明確にしておく必要があるということから議論した。再試験を行うについての大原則は、被災に遭った受験生に対してその影響を極小化することにある。しかし、伝統的な試験の公平性は厳に護る必要があり、この二つの可能な接点を見付けなければならない。そもそも今の試験制度というのは、事故など小さい確率で常に不利な受験生が出てくることは避けがたい。そういう実情を抱えながらも公平に実施していくというのが我々の試験制度についての基本的な考え方である。しかし、今回の震災で受験生が置かれた状況はそれとは異質である。今回は国を挙げて被災者の救援を必要とするほど被災が甚大であり、国の機関の一部に属する国立大学として何らかの形で被災の救援に協力することは大学として社会に対するアカンタビリティとしてあるであろう、という意見となった。

そこで、救済の具体的方法について議論したが、これについては、被災者と認定された者であり、大学入試センター試験の得点をも

とに行う第1段階選抜（足切り）に合格した者について本人の選択により前期試験又は再試験のいずれかを受験させ、一般受験生も被災受験生も受験機会は2回までとする案が浮上している。いずれにしても、被災受験生もできるだけ通常試験を受けることを勧め、それでもダメージを受けた受験生が残されて再試験を受ける、という精神で救済措置を考えている。

- 被災受験生の受験機会も、一般受験生との均衡からみて、再試験等を含め2回までとするのがリーズナブルかと思う。
- 特別入試の方法として、例えば、前期日程試験と後期日程試験との間に特別入試期日を設定し、被災受験生本人の選択によりこの受験を認めるとすることは如何か。この場合、特別入試用に大学入試センター試験成績請求票を新たに用意してもらえることが条件であるが、合格発表、入学手続とも通常入試と合わせて行える利点がある。これは、特別入試の志願が仮にあっても僅かと予想される被災地から遠隔の地にある大学では利用しやすい方法ではないかと思う。
- 大学として被災受験生に対し何らかの救済措置を講じるということをこの出願期間中にアナウンスしてやり、被災受験生の出願をエンカレッジすることが緊急に必要なことと思う。
- 願書を提出したくとも提出できないほど傷んでいる受験生の救済について特に配慮してあげたい。
- 文部省としては、願書の締切期日を必着から消印有効にするとか、調査書、健康診断書等がない場合でも受付るとか、検定料の徴収猶予等の措置を講じるので書類等が不備で

あっても、とにかく一定の期間内に出願していただくことをお願いしたい。既にそのための通知も出している。

- 各大学がバラバラに再試験等を行うと、一人の受験生が幾つもの大学を受けられることになる。特別入試の受験機会は1回にかぎるべきと思うが、複数受験を防ぐ手立てはないか。
- 再試験等を受験できる要件の一つとして、「通常の試験に合格しなかった者にかぎる」ことをはっきりさせておく必要がある。
- 再試験等の複数受験は認められないということも原則の中に入れておく必要がある。
- 特別入試の方法としては、再試験（当該大学に出願した者だけを対象に行う）と再募集（当該大学に出願したか否かは問わず、オープンに行う）の2つ考えられるが、再募集には受験者が相当集中することが予想される。
- 実施の方法論は、大学のおかれた状況、地域によって異なるであろうから、取りあえず、各大学の判断により被災地域の受験生が不利になることにならないように再試験などの措置については是非検討いただきたいという趣旨のことを早急に各大学にお願いすることとしてはどうか。
- 各国立大学が再試験等の実施を含めて被災受験生の入試に配慮していただけるということであれば、文部省としては、被災受験生の特定等国公立大学として統一すべき基準や期日等について関係方面と相談し早急に詰めた。

おおむね以上のような意見交換ののち、委員長から次のように諮られた。

本日、大震災の被災地域の受験生に対する対応措置について協議いただいた結果、具体的結

論を得るまでには至らなかったが、基本的には被災地域の受験生が不利にならないように再試験等により十分な配慮を行う必要がある、ということについてはご了解いただけたと思うので、この趣旨を書面をもって会長と第2常置委員会委員長の連名で各大学長に要請することをお認めいただきたい。また、被災受験生の特定等統一すべき基準や期日等については、文部省とも協議の上、追って各大学長に通知することとしたい。

この委員長からの提案を異議なく了承するとともに文案作成を会長と委員長に一任した。

2. その他

大学入試センターの平川副所長から大学入試センター試験に関し次のような報告説明があった。

平成7年度大学入試センター試験は、去る1月14日、15日の両日実施したが、初日の14日に日本海側で降雪のため3大学4試験場で試験時間の繰下げと1大学で再試験の実施ということになった。また、追試験については、大震災の影響を受けて、東京大学及び京都大学の2試験場のほかに急遽新たに九州大学を試験場にお願いし実施したが、無事終了することができた。配付資料に大学入試センター試験の本試験と追試験の受験状況、大震災に伴う各大学の入試日程の変更一覧があるが、各大学の入試日程の変更の情報については、大学入試センターのハートシステムとハロー電話で全国からの問い合わせに応じている。なお、本日議論のあった再試験等の各大学の状況がまとまれば、同様にハロー電話ないしハートシステムにのせて受験生からの問い合わせに応じられるようにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成7年3月27日(月) 13:30~16:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 阪上委員長

保原, 新野, 吉原, 蓮見, 田中, 伊東, 永井, 高折, 野地(代理:清野鳴門教育大学副学長), 田代各委員

小島, 長松, 磯野, 黒崎, 菅原各専門委員
(文部省)松田給与第4係長, 膝館主任

阪上委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

新たに委員に就任された吉原泰助福島大学長及び代理出席の清野鳴門教育大学副学長の紹介があった。

1. 「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況についてに対する回答を踏まえての提言について」の意見調査(まとめ)について

委員長から、標記の件について、各大学に対し意見調査をお願いし、その回答の取り纏めを小委員会で作成していたが、このたび6月の総会に提出するための報告(案)が纏まったので、ご審議をお願いしたい旨述べ、ついで委員長及び各専門委員から報告(案)について、概ね次のような説明があった。

① この報告は、提言に対する意見及び実態調査の総体的まとめである。本報告ではこれらの意見分布及び教室系技術職員の実態を踏まえて、踏み込んでの専任職移行のための取り組むべき課題を明確化するとともに、人事院に要請をするための素案の提案を行った。

(組織化の状況及び組織実態の現状とその変化の特徴)

② 組織化の現状については、組織化している大学数は46大学(21大学)で98全国立大学の46.9%(21.4%)、組織化されている人数は、

4,347人(2,948人)で、教室系技術職員の総数5,557人に対する組織化の比率は78.2%(52.8%)となっており、この2年間に教室系技術職員の組織化は急速に進展した。

③ 教室系技術職員の構成実態の変化の特徴は、学歴区分に関しては大卒以上は24.9%、資格区分に関してはⅡ種以上合格者の比率は15.6%(11.7%)でこの2年間にⅡ種以上の合格者の採用が進んでいる。また級別分布については行政職(一)4級以上の在職者の比率は59.3%(55.9%)、5級以上の比率は27.4%(23.8%)となっており、上位級の分布の伸びが著しい。

(数字は平成6年7月現在、カッコ内の数字は平成4年7月の調査の数字である。)

(提言に対する意見の概要)

④ 質問Ⅰ-1「教室系技術職員が講座等に終身固定的に配置されるのではなく、組織化が実体的に形成される必要があり、このことについて各大学の実情に応じた対応が求められる」については、この「提言」に基本的に反対する意見はなく、殆どが賛成であった。しかし「提言」で提起されたような組織の実体は現状ではなお実現しておらず、そのことは「提言」の方向で検討中、実現には教官の理解、技術職員の能力の向上がなお必要、早急な実体的実現は困難といった意見があることがそ

れを示している。なお小人数で組織化そのものが困難であるとする10数大学の回答には意見は記されなかった。

- ⑤ 質問Ⅰ-2「教室系技術職員の職務分類とこれらの職務を担当する者に専行職俸給表を適用することを検討すること」については、この職務分類は適切であるとするaの意見が85%を占めた。従って基本的には、この「提言」の分類には賛成と受けとめられる。またこれらの職務を担当する者に専行職俸給表を適用することを検討することについては、検討することに賛成とするものが意見件数の92%を占めている。ただし、これは検討することに対する賛意であって、これらの者に専行職を適用することの適否や専行職適用者の範囲について意見の表明がなされているものではないことは質問Ⅰ-4「提言」全体に対する意見にそのことに関して多くの意見が寄せられていることから推定される。

- ⑥ 質問「Ⅰ-3「本委員会の基本的考え方」については、「大多数の技術職員が属する大規模大学の方法を見本として、中小規模の大学が実情にあった方法を検討する方策に賛成である」とするaの意見が86%、別の意見があるとするbの意見は14%であった。なおaの意見の7%に付帯意見が付されているが、それらは主として技術職員の少ない大学への対策を求めるものであった。またbの意見は、組織に関して規模に応じた対策の必要を述べたものと、専行職の資格基準の設定、研修Ⅱへの取組み、資格試験の実施など専行職移行条件の明確化を求めるものに大別される。

- ⑦ 質問Ⅰ-4「提言」全体に対する意見については、34大学から意見が寄せられ、専行職移行条件の明確化とその整備について一層の

努力を国大協に求めるもので、具体的に、○資格認定の位置付け並びに方法の確立、○研修Ⅱの位置付けや技術取得度・達成度の評価システムの模索、○段階的移行の適否並びに移行のための基準・手続き・経過措置・スケジュール等、○職務内容の明確化と任用基準、○国大協等のコンセンサスを早急に取り付け、文部省・人事院等に働きかけること、○中小規模の大学に対する方策を検討すること、○国大協の考え方を教官に浸透させること、等を求めものである。

(調査結果を踏まえて取組むべき課題)

- ⑧ 以上の調査結果を踏まえて今後取組むべき主要課題は、○提言で提起した教室系技術職員の組織の高度化を実体的に形成すること、○資格認定及び研修Ⅱの位置付け並びに評価システムの検討、○専行職適用を受ける者の任用基準の整理・明確化、○職員が専行職適用者と非適用者に分かれることへの適切な対応策、○国立大学全体の合意の形成、○教室系技術職員の少ない小規模大学に対する方策、○専行職移行条件を明確化して文部省・人事院に働きかけること、等である。

(素案としての専行職移行条件案の提案)

- ⑨ 人事院は昭和60年に専門行政職俸給表の対象官職の選定要件を本報告中にも記したように示しているが、これらの要件を満たすものとして、次の基準に適合する者に対して専行職俸給表の適用をすることについて人事院に協議の要請をする。

教室系技術職員の専行職俸給表適用基準

国立大学の技術職員で次に示す職務内容を担当し、次に示す資格要件を満たす者のうち国立大学に設置される資格審査機関の審査によって

資質、能力、知識、経験等が専門行政分野の業務の従事に適格であると認定された者に専行職俸給表を適用する。

(1) 担当する職務内容

専門的な知識、技術等に基づき教官の示す大綱の方針のもと、研究教育に関わる技術開発及び技術業務並びに学部学生の実験・実習の技術指導及び大学院学生の研究の技術指導等を独立して行う職務

具体的には、次の業務のいずれか又は複数の業務を担当する職務

- ① 研究実験用設備・機器の開発、設計、試作、操作等
- ② 研究実験の実施、測定、分析、検査、データ処理、解析等
- ③ 資料調査、保全、複製、古文書影写等を通じての研究資料の作成等
- ④ 研究実験用各種資料の採集、保存、標本作成、観察、分類、分析（生物資料にあってはさらに飼育管理、育成、培養等）
- ⑤ 学部学生の実験及び実習の技術指導、大学院学生の研究の技術指導
- ⑥ 研究実験室環境の技術的保全と安全防災の技術的支援

(2) 資格要件

国家公務員採用試験Ⅱ種試験以上合格者又はそれに準ずる者。

以上に示した条件等に基づき専行職俸給表の適用を人事院に協議するにあたっては、各大学に資格審査機関を設けることが必要である。またその審査に際しての統一基準及び参考とすべき事項等は国大協としてガイドラインを示し、これに基づいて各大学で定めるなど体制整備が必要である。

以上の説明に続き委員長から次のとおり補足説明があった。

素案としたのは、国大協として、叩き台的な要素を含んだものとして各大学で検討されるよう提案するという趣旨である。重要なことは今回の案では、人事院が提示している資格要件等からみて現在の行（一）教室系技術職員の全員に専行職を適用することは不可能であると判断し、資格基準と評価システムを作り、それによる選考を経た適格者に専行職を適用する方向で人事院に協議していくことを示している点である。

ついで各委員から次の点について種々意見があった。

- 専行職適用者の職務は、「教官の示す大綱の方針のもと、独立して行う職務」となっているが、その技術職員の仕事の範囲に関して、教官と技術職員の意見が異なった場合について具体的にどうなるのか、よく判らない、その点十分詰めておく必要がある。
- 技術職員は支援職であり、組織化された場合でも講座、学科に配置されて仕事する場合の命令系統は教官に属し、技術の専門性の範囲で独立性が認められるということだと思う。しかしいずれは個人が個人に命令するという形から脱却し、教官集団のもとで技術者集団が動くという形になるべきであると思う。その意味でも組織化の実体化が進められるべきであると思う。
- 専行職が適用となる職務内容、資格要件に該当する者は、技術職員の何%位となるかについては、大学卒以上だとすると24.9%であるが、Ⅱ種以上合格者その他を加え、国大協としてはこれまでの経過も考え、ある程度の数を実現したいと考えている。

○ 各大学で資格審査を行う際の統一基準について国大協としてガイドラインを示すことになっているが、東京工業大学から出された「技術専門官等の名称を付与することについて」（第2次中間報告）は参考になると思う。

○ 資格審査機関については全国的なものを作るのは無理であり、各大学で教官人事を行う教授会のように権威ある審査機関を設けることが必要である。

以上ののち、委員長から、この案の形で理事会を経て、6月の総会へ提案し、その承認を得て、各大学に本案を提示する方向で進めることをご了承願いたい。またその際参考として上記の東京工業大学の第2次中間報告と一緒に配布することとしたい旨述べ、了承された。

2. 要望書について

委員長から、専行職適用の早期実現及び教務職員制度の廃止促進などについて全国大学高専教職員組合、東京大学職員組合などから要望がきている、また国立大学理学部長会議、夜間主コース設置大学学部長会議などから、実験指導教員の配置、教官の待遇改善などについて要望がきている旨報告があった。

3. 「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望」の原稿作成について

委員長から、国大協として標記刊行物を作成

することとなり、「教職員の待遇改善について」の部分で第4常置委員会で作成することになったので、小委員会委員にその原稿を次のような骨子で作成するようお願いしている旨説明がありました承された。

- ① 国立大学教職員の構成とその待遇改善することの意義
- ② 国立大学教官の待遇の現状と課題
- ③ 教務職員、技術職員、事務系職員等の研究支援職員の待遇の現状と課題
- ④ 国大協による待遇改善の要望
- ⑤ むすび

4. その他

委員長から、自分は本年4月末をもって任期満了により学長を退任することになったので、本委員会の委員長も退任することになる。については5月以後の委員長を委員会で決めなければならないが、6月の総会で新しい委員構成が決まり、委員長を互選することになるので、それまでの1ヶ月間は委員長は欠員とし、その間の委員会の運営は委員会の決めた座長によるものとし、その候補を小委員会で決めて次回委員会に推薦することとしたい旨述べ了承された。

以上で本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成7年3月20日(月) 14:00~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 江崎委員長

谷本(代理:吉田学生部長), 有山, 岡田, 川島, 櫻井, 小坂, 原田, 西村,
吉田, 横山, 砂川各委員

水岡専門委員

(文部省) 田浦宏己留学生課留学生交流政策室長, 松川憲行国際企画課課長
補佐

江崎委員長の主宰のもとに開会。

はじめに, 委員長より谷本委員の代理として出席した吉田弘夫北海道教育大学学生部長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 「アジア太平洋大学交流(UMAP)会議」について

川島委員より次のように述べられた。

昨年12月6日~8日にわたり大阪府豊中市の千里ライフサイエンスセンターで第4回アジア太平洋大学交流会議を開催した。国内から約220名, 海外から22カ国・地域及び3つの機関から56名, 合計すると270名の予想を上回る参加者があった。

会議は12月6日夕のUMAP Working Party 会合に始まり, 翌7日午前の開会式・基調講演, 7日午後と8日午前に開催された4つのシンポジウム, また12月8日午後の各国代表による定例総会が開催され, 最後に8日夕刻に開催された Working Party 会合で会議を終了した。定例総会では初めての試みであった“大阪宣言”が採択され, 第5回UMAP会議は1996年ニュージーランドで開催されることとなった。

会議は盛会裡に無事終了したが, 準備段階から種々ご尽力いただいた第5常置委員会委員の先生はじめ, 長い間準備に携わった国大協事務

局職員, またご後援いただいた文部省に対し厚くお礼申し上げる。

なお, 会議の様子は, 本日配付の「留学交流」2月号(特集:アジア太平洋地域の留学生交流を考える—UMAP会議から—)に詳しく紹介されている。

続いて委員長より次のような謝辞が述べられた。

第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議開催に際し, 大阪大学の金森学長, 川島教授, 神余教授を始め, 関係の皆様方のご尽力のお陰で大変な成功を収めることができ厚くお礼申し上げます。

水岡専門委員より次のように述べられた。

報告の通り大阪での会議を終え, 次回UMAP会議は1996年にニュージーランドで開催することとなり, 去る2月16日, 会議開催に向けてのUMAP Working Partyの予備折衝がクライストチャーチのリンカーン大学で開催され出席したので報告する。

続いて配付資料「UMAP Working Party(ニュージーランド, 1995年8月)への予備折衝報告」を中心に, 2月16日開催の予備折衝の報告があった。その要点は次の通りである。

① UMAP Working Partyは, 1995年8月16日~17日, ニュージーランドのクライストチ

チャーチのリンカーン大学で開催する。

- ② 予てよりUMAP会議では学生交流の障害の解消について検討してきた。

大阪での定例総会において、国大協の調査を基に、日本でのUMAP活動の試行計画の進捗状況の報告を行った。本日その要旨を「最近の国立大学における学生国際交流協定実施状況」として取りまとめ配付したが、今後はUMAPを構成する大学内のレベルで解決可能な問題から取り組むということで、まず単位互換の問題に取り組むこととなった。

- ③ 国大協で実施した「学生国際交流協定実施状況に関するアンケート」を各国で実施し、成功事例を中心とした各国の経験を報告する、また国際交流のノウハウを集めた「UMAPハンドブック」作成の提案もあった。

- ④ UMAP活動の目的をレビューし、その哲学や目的を一層明確化することとなった。

- ⑤ 大阪のUMAP Working Partyにおいて、タイ国から第6回UMAP会議開催の申入れがあったので、8月の会議でこれを確認する。

- ⑥ UMAPは南アジア(バングラデシュ以西)が含まれないことは既に合意されているが、アメリカ・カナダをどう扱うかは依然として問題として残っている。第4回UMAP会議でアメリカとカナダは総会の正規メンバーとして承認されたので、第5回UMAP会議の総会には招待される。しかし、UMAP Working Partyのメンバーについては様々な考え方がある。オーストラリアとニュージーランドはWorking Partyのメンバーはこれを創設した原加盟国で構成すべきで、アメリカ・カナダは後で加盟したので、オブザーバー出席は認めるが正規メンバーとは認めがたい、という意見である。一方、山澤委員はこの考

えに批判的で、大阪での会議を含めて、これまでUMAPとAPECを結びつけて活動を進めるという方向に反するので、オーストラリアとニュージーランドに再考を期待する旨の文書を送っている。この件は8月のWorking Partyで協議されるので、日本はどう臨むかべきか議論いただきたい。

以上の説明に関し、次のような意見交換があった。

- Working Partyの構成国は本来ならいずれかの定例総会等で正式に決定すべき事項であるが、未だ機関決定されてない。現実の運用は主催者の意向により招致国が決定されている。従って、次回はニュージーランドが主催国なので、その判断で決めるべき問題と思うがこの際、正式に機関決定し明確にする必要がある。

- UMAPとAPECとの協力関係を考えるとしてWorking Partyに加えた方がよいという考え方もあるし、他方、UMAPはアジア太平洋地域の大学間交流なので、当該地域以外の大学が加わるのはおかしいという考え方もある。また、最初から地域を拡大して相互交流を図るのは困難であるので、まず地域内の交流推進の促進から開始するという考え方もある。色々な考え方がある。

委員長より次のように述べられ、この協議を終了した。

アメリカ・カナダのWorking Partyの正規メンバー加入の件は、本日決めかねる問題であるので、委員各位にお考えおき願いたい。

最後に委員長より次のような提案があり了承された。

第4回アジア太平洋大学交流会議は国立大学

協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、大阪大学で構成するアジア太平洋大学交流会議組織委員会の主催で開催されたが、只今報告の通り、無事盛会裡に終了したので、組織委員会の解散を他の主催団体に提案したい。なお、解散に際し、組織委員会の会議を開催するか否かは委員長に一任願いたい。

2. JUSSEP 小委員会の報告

委員長より配付資料「FIPSE 第1回会合(概略)」を参考に次のような報告があった。

一昨年春の第16回カルコン合同会議で、米国学部学生の日本の大学、特に国立大学への短期留学生の増加を図るべきとの勧告がなされ、これを受けて、国立大学協会は第5常置委員会にJUSSEP小委員会を設置し検討を開始した。そして米国側ではAAC&Uがこれの検討にあたることとなった。AAC&Uは政府に二つのプロジェクト計画を申請した。一つは“Bridging Project”と呼ぶ、米国人学生に日本への関心を高めることを目的とした計画であり、もう一つは日米協力の下、Arts and Sciences, Engineering, Businessの三分野で優れたカリキュラム開発を目的とする“カリキュラム・アブロード・プロジェクト”である。前者は資金援助を得られてないが、後者についてはFIPSEよりカリキュラム開発の予算申請が認められ(3年間で2,500万円)、日本側に協力を求めている。

そして、去る1月21日~22日、サンフランシスコにおいて第1回FIPSE会合が開催され日本側から3大学の代表が出席した。日本側は国立大学の学部教育のシステムの説明、また三つの国立大学(九州大、東京大、筑波大)の短期留学プログラムの紹介、その他短期留学について種々意見交換を行った。

その後、私が米国出張の際、AAC&U本部及びアーラム大学を訪れ日本側の対応方針を伝えると共に、今後の進め方を協議した結果、米国側がカリキュラムのドラフトを準備し、それを基に議論することとなった。第2回目の米国側との話し合いは、先方の提案の、来る6月23日~27日、アーラム大学で行う予定であるが、先方で作成したドラフトを事前に検討した上で、会合に臨みたい。

なお、現在の日本側の受入れ状況及び準備状況だが、既に昨年10月に九州大学は“Japan in Today's World”を発足させ、現在約20名の短期留学生を受け入れている。また筑波大学と東京大学は、それぞれ国際関係学類と教養学部が中心となり、今秋を目途に受入れを開始する予定である。今後、千葉大学が続く予定である。

3. 委員の交代について

委員長より次のように述べられました。

第5常置委員会の教員委員として種々ご尽力願った山澤逸平一橋大学教授から辞任の願いが提出されたので承認することとし、その後任を水岡専門委員にお願いしたい。なお、教員委員の委嘱は理事会の承認事項であるので、次回開催の理事会に諮り了承を得たい。

また、東京大学教養学部の能登路雅子委員より辞任の申し出があり、その後任として同じ教養学部の高田康成教授の推薦があったので、前々回(2月9日)のJUSSEP小委員会より委員をお願いしたので本日ご追認を得たい。

次に大阪大学よりJUSSEP小委員会への参加希望があり、前回(3月15日)のJUSSEP小委員会で協議の結果、大阪大学に委員の推薦を依頼することとなった、また、ビジネス分野に対応するため一橋大学商学部の教官にJUS-

SEP 小委員会への参加要請が協議され、委員の推薦を依頼することとなったので、本日も承認を得たい。

4. その他

(1) 国立大学協会訪米調査団について

委員長より本年度の第5常置委員会の事業として計画の訪米調査団について配付資料に基づき、訪米期日、目的、参加対象者、参加人数、日程の説明があった。

訪問期間：平成7年7月23日（日）～8月5日（土）の14日間

訪問大学：アメリカの主要な10大学

(2) 「文化学術立国をめざして」の執筆について

委員長より次のように述べられた。

国立大学協会は本年度標記書籍の刊行を企画し、第3章「大学が当面する課題」の内、「国際化への対応（外国人教官、留学生の受入れ、学部学生の交流など）」の執筆依頼があった。これについて委員各位より盛り込む事項や内容等について、ご連絡いただければ幸いである。

(3) 「高等教育問題に関する日米二国間会議」について

委員長より次のように述べられた。

中西甲南大学長より、1996年10月末に神戸で開催を予定していた標記会議が1月17日の淡路・神戸大震災で甲南大学が甚大な被害を被り開催の目処が立たなくなり、やむを得ず数年先に延期することになった旨の知らせがあったので報告する。

(4) 要望書の提出について

西村委員より「国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書」の提出について、次のような報告があった。

平成6年11月総会の決定を受け、12月6日に江崎委員長、滝沢事務局長と私が法務省に赴き要望書を提出し配慮方を要望した。

法務省の見解は基本的に郵送による受理は認められない。ただし、現在、入国管理局本局や非常に限られた出張所では受付業務を行っているが、今後はその他の出張所でも受け付ける可能性を検討してみるとのことで、一歩前進したと考える。もう一つ、このたび具体化したのが機関保証の問題である。本来、保証書は道義的なもので経済的負担は課されないが、改正案では滞在費や帰国旅費の経済的負担の文言が削除されているのは大きな前進である。

なお、機関保証による場合、審査なしに殆ど無条件に承認されるので、大学は留学生の経済的能力等の在留資格を正確に把握した上で書類申請することが望まれる。

続いて田浦留学生交流政策室長より、次のような説明があった。

機関保証の範囲についての法務省見解を聞いたところ、経費支弁能力の明確な者を対象とするということであった。例えば「短期留学推進制度」（奨学金月額10万円、往復渡航費等支給）の受給者や留学費用支払能力のある者は機関保証の対象になるとのことである。なお、法務省は年度内にも通知を出したい意向である。

(5) 意見の提出について

委員長より次のような報告があった。

国大協会長宛に文部省留学生課より「短期留学の推進について一短期留学推進に関する調査研究協力者会議中間報告一」に対する意見の提出依頼を受け、会長から第5常置委員会に意見の取りまとめの依頼があり、委員各位に意見提出をお願いしたところ、多くの貴重な意見をお寄せいただき感謝する。提出期限が迫っていた

ので、私が意見を取りまとめ会長名をもって提出したのでご了承いただきたい。

続いて、田浦留学生交流政策室長より次のように述べられた。

中間報告に関し貴重な意見を賜り感謝申し上げる。

今後お寄せいただいた意見を参考に、必要な修正等を行い、今月末に最終報告を取りまとめる予定である。

以上をもって本日の協議を終了した。

第6 常置委員会

日時 平成7年4月11日（火） 14:00～15:30

場所 学士会分館（本郷）8号室

出席者 廣重委員長

手代木、松井、堀川、阿部、鈴木、神野、慶伊、田村、中内、和田、山口、今村各委員

菊川専門委員

（文部省）近藤大学課長、北村学生課長、早田研究機関課長、梶原国立学校特別会計調査官

廣重委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日出席の文部省の近藤大学課長、北村学生課長、早田研究機関課長、梶原国立学校特別会計調査官の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 平成8年度概算要求の取扱い等について

委員長より、平成8年度概算要求の取扱いについて、近藤課長よりご説明願いたい旨述べられ、同課長より、主として次のような説明があった。

平成7年度予算については、例年になく早い時期に予算が成立し、4月から予算が施行されている。平成8年度概算要求については、現時点では政府の方針も定まっていないが、概ね平成7年度予算に準じて行くのではないかと思われる。時に本年は阪神大震災の発生、そのための復興対策、又数日來の円高傾向と言った要因もあって、平成8年度も厳しく、これまで以上に既定の施策ないしは事業全般に亘っての見

直しが必要である。要求に当っては、優先順位を厳しく選択していただく。内容についても精査して行くことが必要と思う。いずれにしても大学審議会の答申を踏まえながら、至要の改革、改善の推進を図って行く等、特段の配慮とご努力をお願いしたい。

以上の説明に関連して、阪神大震災が及ぼす影響と予算施行上との関係、科研費の増額状況等について意見交換があった。

ついで委員長より、国立大学の授業料関係について、北村学生課長からご説明いただきたい旨述べられ、同課長より主として、次の説明があった。

学生入学科の問題は、平成8年度入学者より1万円増の27万円となる。従来授業料と入学科の改定が交互に繰返えされてきているが、この金額について大蔵省では、私立大学（現在28万円強）との格差を考慮し、当初2万円増であったが、その後の折衝で1万円増の決着をみた。この間国大協の協力もいただいている。

今後の私立大学授業料を推測してみると、諸

般の情勢から鈍化の傾向にあり、現状維持か、それとも数年控えた分を一挙に値上げするか、いずれにしても現状では未定と言わざるをえない。大蔵省の財政制度審議会の昨年12月の報告では、大学に関して国立大学の授業料、検定料、入学料の引上げが記述され、その項をみると「私立大学との差が縮少してきているが、同じ大学教育を受ける者の立場からみれば、格差があることに問題がある。このような国立大学、私立大学の格差の現状及び高等教育改善等のための国立学校特別会計の財源確保の上からも適正化を図ることが必要とされている。更に学部別授業料問題についても、検討を進めて行きたい。」としている。次回は授業料が対象となるが、財政当局との折衝では強く改定を求めてくると考えられる。奨学金、貸与金の問題もあるが、苦しい財政面から難しい。今後とも本委員会のご協力をお願いしたい。

以上の説明について、私立大学授業料値上げとその規制について、意見交換があった。

(文部省出席者退席)

2. 委員長の代理について

委員長より、委員長代理について次のように諮られた。

委員の方々のご協力を得て委員長を務めさせていただいたが、4月30日を以って学長任期満了となるので、委員長の交代をお願いすることにしていたが、本年は6月の総会で、各常置委員会委員の入れ替えが諮られ、その後委員長選出が行われる。したがって、5月から総会までの間、委員長代理を置くこととしたい。ついては、委員長代理の選出をお願いしたい。

以上について協議を行った結果、和田委員(九州大学長)が委員長代理に選任された。

3. 「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望一」の分担について

委員長より、次のように述べられた。

会長より当委員会宛に「文化学術立国をめざして」と題しての内、財政・施設関係について執筆依頼があった。丁度その時期に委員会開催ができず、2月16日各委員・専門委員宛執筆項目(別紙)を送付し、ご検討方をお願いした。本日は依頼された項目について、執筆していただく委員を決めていただきたい。

○ 担当する項目

2. 国立大学の現状

(5) 財政状況 原稿枚数20枚

(6) 施設(教育, 研究, 学生)

原稿枚数20枚

3. 大学が当面する課題

(5) 大学の財政のあり方(授業料, 奨学金を含む)

原稿枚数30枚

以上について協議が行われた結果、委員長が原案を作成し、その調整を行うワーキンググループを設ける。メンバーには阿部、慶伊、中内、和田各委員、委員長が加わり作成提出することになった。

4. 専門委員の交代について

委員長より、加藤専門委員(京都大学事務局長)転任に伴う後任の専門委員として、中林勝男京都大学事務局長を委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

5. 「国立大学財政問題懇談会」の解散について

委員長より、次のように述べられた承された。

国立大学のあり方をとくに財政面から専門家を交えて論ずるために、平成5年1月に「懇談会」を第6常置委員会のもとに持つことになった。メンバーは金子元久(東京大学)、久我重雄(国立学校財務センター)、久保公人(文部省高等教育局大学課)、宮島洋(東京大学)、山本真一(筑波大学)の各氏に私を加え6名である。折しも授業料問題が急浮上したため、とりあえず授業料問題を国立大学財政問題の一つの切口として取り上げることとし、検討を加えてきた。このたび、懇談会メンバーの所属に異動もあ

り、また国立大学財政問題を新しい視点からとりあげる必要があることから、委員長の交代を機に「懇談会」を解散することとし、今後の活動方針は新委員長の構想に委ねることにしたい。

6. その他

今後の第6常置委員会の活動方針について、意見交換が行われた。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に廣重委員長から各委員の協力に対し謝辞が述べられ閉会した。

医学教育に関する特別委員会

日時 平成7年4月25(火) 13:00~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 石川委員長

坪井、山本、武藤、宮地、佐々木、岡田、武田、山口各委員
中里、青木、橋、大山、齋藤各専門委員
(文部省) 遠藤医学教育課長

委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 医学部・附属病院が当面する課題についてのアンケートについて

委員長から、次の通り説明があった。

本日は、配布してある標記アンケート案についてご審議願いたい。アンケートの趣旨は各大学の医学部・附属病院がどのような課題を重視し、まず検討すべきかと考えているかを予備調査し、本委員会として今後検討すべき課題を絞るための参考にしようとするものである。この調査結果に基づき国立大学医学部長会議、病院長会議などとの関係も考慮し、文部省とも相談し、本委員会として今後検討していく課題を決定していきたい。なお調査結果は公表するもの

ではない。

ついでアンケート案の内容について審議し、各委員より、看護、薬学系をアンケートの対象から除くこと、抽出調査ではないこと、医学部、歯学部(病院を含む)を回答単位とすること、外国人教員、非常勤講師、留学生数を記入すること、教務職員の記入、論文博士の授与制度、大学院修了の概念、国際医療協力、救急体制などアンケート案に記載された131の項目について種々質問意見があった。

以上ののち、本日の意見をもとに専門委員によりアンケート案を修正したうえ、5月上旬に医学部及び歯学部を有する国立大学に送付し、5月下旬に回答を頂き、各委員に報告のうえ、6月の総会に回答結果の概略を報告することが了承された。

2. 医学教育をめぐる動きについて

遠藤医学教育課長から、医学教育をめぐる当面の動きについて次の通り報告があった。

- ① 病院の財政問題について、平成4年度末の不健全な状況以後各病院で努力され、平成5年度、6年度は通常の健全財政の形になった。内情は種々ご無理もあると思うが文部省としても研究医療費の増額をはかり、きちんとした医療、研究ができる体制をつくるよう努力していきたい。
- ② 特定機能病院については、平成6年度中に医学部を持つ42の国立大学が特定機能病院となった。結果として当初危惧された患者の減少もなく、患者紹介率の消化の問題や医学教育への支障等も心配なく、煩わしさはあるにしても収入増加もあり、今のところ順調に軌道にのっている。当初患者紹介率は15～16%と思われていたが、努力もあって10%くらい増加しており、3年後には努力目標である30%の紹介率について厚生省からさらにその増加が問題にされるかも知れない。
- ③ 医師需給問題について、厚生省が平成4年に将来の医師過剰と医療費抑制のため、再度医師需給の見直し等に関する委員会を設け、医師需給問題について検討を始め、科学研究費により医師数の将来推計を出す等種々検討していたが、この規制緩和の時代で、国民大多数が医師過剰とっていないときに、40～50年先の医師過剰を理由に医学部の入学定員削減を打ち出しても国民の納得を得られない。また将来の医師数、医療体系の在り方についても、もう少し様子を見ないとはっきりしないとのことで、この問題は先送りすることとなり、当面は議論しないこととなった。

- ④ 厚生省の医療審議会臨床研修部会で昨年12月に中間まとめを出したが、これによると医師の卒後臨床を義務化する方向で考えている。これはよいことではあるが、一方窮屈になる点があり、厳しく行われると大きな問題になると思う。この臨床研修の義務化に伴って厚生省では、財源を確保し、国立大学の研修医と同程度に公私立大学でも研修医の手当てを出せるように考え、一方臨床研修の目的を明確にし、プログラムを作り、研修がローテイトして行われるようにし、そして研修に専念してもらうため2年間は保険医の指定をしない、アルバイトは禁止、さらに研修指定病院と同様にこれからは大学病院も厚生省に申請して研修指定病院に認可するというようなことを考えているようである。この案は研修医がきちんとした処遇を受け、研修指導医の配置される体制をつくる下地にはなることと思うが、国立大学では財源面は従来と変わらず規制だけ加わることも予想される。いずれにしても大きい問題なので国立大学、私立大学の代表者等にお集まり願ひ、科学研究費により研究したいと考えている。なおこのような案が出てきた原因には、国立大学病院が卒後臨床研修を安易に閉鎖的に行ってきた、医局が卒業の時点で研修医を抱え込み、他の医局の研修医の面倒はみないで研修がローテイトされないというようなことがあり、今後は病院長が全体をみて臨床研修を実施するような体制・運営を考えていかなければ、厚生省の案に反対することはできない。当面の大きな問題として考えていきたい。

以上ののち、各委員から次のような点について質問、意見があった。

- 初期診療を専門的に指導する部門として、

また卒後研修のみならず卒前教育にも必要な診療部門として総合診療部の設置がぜひ必要である。

- 厚生省の委任により医学教育振興財団で臨床研修のモデルプログラムを11種類作成し、大学病院には任意の形で使用を勧めてきたが、現在大学病院は半分も卒後臨床研修のプログラムを作っていない状況で、厚生省から臨床研修の義務化の話が出て来ている。各大学が臨床研修のプログラムを作りきちんとした姿勢を示してほしい。
- 地方大学では医学系の大学院重点化も望み薄く、講座ごとに別れている現状のシステムも良くないので、これを考え直し大講座制等を考えていかなければならない。
- 研修のローテイトについて案を纏めたが、講座間、医局間、同門会のエゴで調整がうまくできず見送りとなった。各講座の枠を取り払うことを考えなければならない。
- ベッド数により研修医の数も決まるので、新設医大の卒業生が大規模大学の病院に研修医として流れていく傾向があり、医療過疎を解決するため作られた新設医科大学の設置目的が果たせなくなってしまう。また大学院重点化で地方に大学院生が残らず地方大学の格差が進むことになる。

○ 歯科の卒後臨床研修にも問題があり、卒後臨床研修は30%の実施率で、歯科医師会は卒後臨床研修の2年間の義務化を言っているが、歯科は研修ができるのは大学病院しかなく、また経営が苦しく研修医は手当てなしの状況があり、この点厚生省の考え方は当然と思っている。

○ 大学院の系（専攻）はない方がよい。学部は医学科のみであり、大学院で系に分かれても一つの系で教育ができるものではなく、各系が講座に所属する形で学生を抱え教育していることが講座の壁を生む原因の一つになっている。

○ 米国のように一般の大学を卒業してから医学部へ入学する制度も議論としてありうる。

○ 当該大学の出身者がその大学の教官になることを制限することができれば、教員の人事交流も促進され、地方大学の活性化もはかれるがそれは大学が自主的に考える事であろう。

○ 臨床研修のプログラムについて医師がつくると講座の壁ができる。講座から離れた病院長直属のような人がいてプログラムをつくると良い。

以上で本日の議事を終了した。

教養教育に関する特別委員会

日 時 平成7年3月31日(金) 15:00~16:30

場 所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 坪井委員長

平林, 橋本, 岡市, 森野, 池田各委員

石黒, 福田, 小林, 立田各専門委員

坪井委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

1. 教養教育の改善に関する調査報告書について

委員長より、次のように述べられた。

調査報告書については、各委員・専門委員のご協力を得て、無事本年度中に刊行することができた。これは3月の繁雑な時期にアンケート調査の整理、集計等を担当していただいた専門委員並びに事務局職員のご協力の賜であり、ご苦勞をおかけした皆様に改めてお礼を申し上げたい。

今回の報告書は、前回の「教養課程教育の改善に関する実情調査報告書」に続くものであり、中間的なものと位置付けられる。従って、今後全国立大学の改革が完了する時点での再調査も想定されると言える。この報告書を一読していただき、教養教育の改善方向、今後の検討課題等、自由なご意見を伺いたい。

以上について、次のような意見交換が行われた。

- 今回の調査報告書は、各大学の改革の進捗状況及び現状を把握する資料として、前回の調査と比較できる等大いに役立つものと思っている。
- 調査を纏めての感想として、機会があれば、他大学での改革状況と自大学を比較してみることも必要と思う。また大学の自己評価の一

つとして、卒業生側からみた大学の現状を調査してみるのも一方法と思う。この委員会で、教養教育はどうあるべきかなど、教育の基本に触れるような検討は難しい。

- 在学生に対しアンケート調査を実施したことがあるが、非常に厳しい評価を受けた。貴重な意見もあり、大変参考になる。
- 教養部が改革されることにより大学教育は、大変激しく、厳しい影響を受けられる。それ故現段階での改革が終了点というのではなく、引き続き改革が進められていくと考えざるを得ないので、今後時期をみて追跡調査する必要があると思う。
- 高校教育システムが大きく変わったことにより、平成9年の入試が大きな影響を受け、入学者の質も大きく変ると考えられる。各大学がどのようにその変化に対応しようとしているかについて、今回の調査からも幾つかの大学におけるカリキュラム作成に対する工夫が試みられていることがわかる。しかし、そのようなカリキュラム改変により、どの程度対応できるものかについても、現在進行している教育改革とも深く関連することであるので、補足調査する必要があると思われる。
- 大多数の大学でカリキュラム改革が、組織及び制度の両面からも検討され、その結果をもとにして改革が行われ、あるいは行われつつあることが窺える。しかし具体的な内容について、正確且つ詳細に知ることが困難であ

った。全学的に改革が実施されていても、過渡的状态での実施ということもありうるので、正確な改革の内容と、それらが正しい改革であったかどうかを明らかにするには、短くても数年は待たなければならないと思われる。それ故、教養教育が理想的な改革案に沿って忠実に行われ、定着しているかどうかなどについて、数年後に教養教育の実態を、本委員会が何らかの形で把握する必要はないか。

以上のほか、教養教育の大学における責任体制と実施組織を調査する必要があること、追跡調査を実施することとした場合の期日等についても意見交換があった。

2. その他

委員長より、次のように述べられた。

本委員会に永年に亘りご協力いただいた立田、夏目両専門委員には、3月末日をもって停年により退任されることになった。ついては、

その後任補充について考えたいが、そのまえに本特別委員会が責務とする、教養教育に関する調査研究は、一応の目的を達したと思われるので、今後の委員会のあり方について存続も含めてご意見を伺うことにしたい。

種々意見交換が行われ、専門教育と教養教育が一貫性をもって行われる体制が確立されるまで、一時期休会するとしても委員会は存続すべきではなかろうかとの意見が出された。しかし、本特別委員会の行うべき当面の課題は終了したと言えるので、必要となるまで休止することとした。

ついで、専門委員の補充について検討が行われ、先に辞任し欠員となっている植村専門委員の後任補充は、当分行わず、専門委員の必要が生じた場合改めて検討する。今回退任する両専門委員の後任については、専門分野を考慮し、委員長と岡市委員で協議の上、候補者を選出することになった。

以上をもって議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日時 平成7年3月9日(木) 13:00~15:00

場所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 蓮見委員長

横須賀、篠田、將積、武村、尾上、加茂、山田(昇)、山田(深)(代理:瀬戸武司島根大学教育学部教授)、野地、金谷、野村各委員
関口専門委員

蓮見委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、山田(深)委員の代理として出席した瀬戸武司島根大学教育学部教授の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 委員の補充について

委員長より、退任委員の後任補充について、次のように諮られた。

星埜委員(福島大学長)の後任委員として、吉原泰助福島大学長にご協力いただくことにしたい。

以上協議の結果承認され、次回の委員会からご出席願うこととし、6月の理事会に追認を得ることとした。

2. 大学における教員養成

—調査結果の考察と提言のとりまとめについて—
委員長より、次のように述べられた。

昨年の国大協総会において、第2部の提言について資料に基づき説明、ご意見があれば12月中頃を目処に求めていた処、6件の申し出があったので、前もって小委員に検討をお願いし、1月10日の小委員会で協議、本日午前中開いた小委員会で最終案として纏めた。報告書の大きな入れ替えとしては、印象を深めていただくため、第1部を「提言 教員需給の変化に対応する教員養成の改善」とし、第2部を「教員需給の変化に対応する教員養成の現状の調査」とした。又この第2部の終りに、既に中間報告してある「教育大学・教育学部学生の教職への意識・意見」を加えることにした。

本日は、第1部の提言について、前回以後新たに加除訂正した箇所があるので、これらを中心にご審議いただきたい。先ず全体の纏めを担当した山田委員から概略説明をしていただき、細かな点のご質問については、担当した委員から説明していただくことにしたい。

引き続き山田委員より、次のような説明が行われた。

第1部、第2部の入れ替えについては、調査結果報告の後に提言と言った従来の型で進めていたが、調査を通じて何を主張、要望するか、提言内容が極めて重要であるとの認識のもとに、基本的な課題についての考察と提言を第1部としてみた。又内容については、数大学から貴重なご意見、ご指摘のあった点等が反映するよう書き改めた。第2部の調査結果報告につい

ても、範例の統一とか、見やすいグラフに書き改めてみた。

(以下、項目毎に説明)

1. 教員定数の改善方策

- (1) 教員定数見直しの必要
- (2) 教員定数の考え方について

2. 教員の計画養成の再検討

- (1) 開放制と計画養成の歴史
- (2) 開放制と計画養成の関係
- (3) 計画養成の本旨
- (4) 「開放制」下の需給関係
- (5) 一般大学・学部における教員養成の意義と充実の方策

3. 教育学部の位置づけと教育改革

- 3-1 教育学部の改革
- 3-2 附属学校の責務と存在理由
- 3-3 教育学部における現職教育と大学院教育の充実

4. 教職の地位向上のための諸施策

- 4-1 教員資質の向上のための施策
- 4-2 教員の社会的地位向上のための施策

以上の説明について、若干の字句で意見交換が行われ、適切且つ理解しやすい文章表現に改めることで報告書(案)が了承され、次回小委員会の調整を経て、印刷、各大学に送付することになった。

なお、調査報告書のページ数が多くなることも考慮し、調査概要を記した普及版作成が諮られ、併せて了承された。

3. 今後の検討課題について

委員長より、次のように述べられた。

現在、大学の教育学部は難しい状況下に置かれ、種々の改革案が各大学で検討されている。この緊迫した状況の中で、委員会として何を検

討して行くべきか、委員所属の大学の状況等をお聞かせいただきながら、隔意のないご意見をお願いしたい。

以上について、次のような意見交換が行われた。

- 教員養成系大学の未来について、外部者との懇談で話題となった中で、教育学部卒業の教員と一般学部卒業の教員とどこに相違があるのか、説明を求められたが、明瞭な回答ができなかった。私を含めて教育学部に勤務する者が教員の資質をどの程度意識し、教員養成を行っているのか、存在理由の幾つかは、提言の中に提示されている。しかし教員養成系大学が担っている責務、教育目標を的確に把握させるための適切な指導は、大きな問題で、委員会が具体的にどう対応して行くか、一つの大きな課題と言えよう。
- 教員養成系学部卒業生がどのような教師になるのか、踏み込んだ教育が大学教職課程の中で行われているとは思えない。その努力が必要と思う。
- 教員養成学部と一般学部卒業による教員の資質、能力の違いは難しい。この対応として、開放制を含めた教員基準の設定が考えられる。しかも一応念のためとした基準程度でよいのではないか。教員需給の関係では、社会情勢からして定員増を望むことはできないので、学級規模を中心とし問題に取り組むことが必要と考える。

- 過去の例から、教員には適さないと感じていた学生が、教員に在職して学校における評価も大変良いと言う結果を得ているので、特に大学で教員教育を意識して行うことはない。むしろ人間の可能性に期待することが大切である。

教育系の大学・学部を狭義に解釈するのではなく、多目的を持つ大学と考えてほしい。

- 教育学部の存在理由が問われているが、教育の在り方については、従来から専門性の重視と教育的能力が求められてきたと思うが、最近子供達が変わってきており、人命に係わる問題も起きているので、学校現場の教育で、深刻な状況が生じた場合の子供達をどのように促して行くか、このことを含んでのカリキュラムの改革が、必要ではないかと思っている。
 - 21世紀における国立大学の教育学部の在り方を、過去の報告書を踏まえ検討してみてもどうか。
- 以上のほか、教師の現実論、教育学部の存在理由等の意見交換があった。

ついで委員長より、次のように述べられました。

今後の検討課題については、今の貴重なご意見を踏まえて小委員会で検討してみたい。

なお、次回委員会を、6月の総会前に行いたいと考えている。

生涯学習特別委員会

日時 平成7年4月10日(月) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

荒川, 阿部, 原田, 横山各委員

山本専門委員

(文部省) 遠藤生涯学習振興課課長補佐, 宮崎専門職員

加藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち委員長より, 本日出席の文部省の遠藤生涯学習振興課課長補佐, 宮崎専門職員の紹介があったのち議事に入った。

〔議事〕

1. 生涯学習における国立大学の役割

委員長より, 文部省における最近の生涯学習状況を遠藤課長補佐よりご説明願いたい旨述べられ, 同課長補佐より, 4月1日付で生涯学習関係の職務を担当することになったのでよろしくお願ひしたいとの挨拶があったのち, 次の説明があった。

広い概念からみれば, 文部省予算の大部分が生涯学習に関する予算と言っても過言ではない。本日は, 生涯学習局に係わる平成7年度予算(案)主要事項について, 配布資料の内から新規事業及び主な事項について説明したい。予算(案)は大きく分け4つの柱からなっている。

(以下各項説明)

一. 生涯学習振興のための基盤整備

1. 生涯学習情報提供機能の整備

(1) 新教育メディア研究開発・利用促進事業(新規)

2. 生涯学習ボランティアの支援・推進

(1) 生涯学習ボランティア活動の支援・推進のための研究開発

二. 学校の生涯学習機能の拡充

2. リカレント教育・公開講座等の充実

(1) リカレント教育推進事業

(2) 学校開放講座推進事業

(3) 公開講座等

三. 生涯学習社会における社会教育の振興

1. 現代的課題等の学習機会の充実

(1) 博物館, 少年自然の家等における科学教室等特別事業の研究開発(新規)

(2) 成人教育に関する国際比較調査(新規)

3. 青少年の学校外活動の振興

(1) 地域少年少女サークル活動促進事業

四. 青少年等の社会教育施設の整備

1. 国立オリンピック記念青少年総合センターの整備

2. 国立科学博物館等の整備

以上の主要事項説明ののち, 「生涯学習と大学の課題」について, 次の事項の説明があった。

1. 生涯学習社会

2. 生涯学習社会を目指す理由

3. 高等教育機関の役割

4. 大学にとっての基本的課題

生涯学習が大学にもたらす課題は, 多くの人々に対する多様な教育サービスを提供すると言ったことだけではなく, 各大学が自らの責任において, その存在をどう果たすべきか, その機能の選択を迫られていると言った状況にあるのではないかと思われる。各大学においても,

色々な面でのご尽力を頂いていると思います
が、なお一層のご努力をお願いしたい。

引きつづいて委員長より、高等教育局のリフ
レッシュ教育協議会の過日開催された会議内容
について、詳細な説明があった。

以上の報告のあと、委員長より次のように述
べられた。

平成5年に本委員会が作成した「国立大学と
生涯学習」の報告書では、その時点での社会人
の大学入学を始め、生涯学習の取り組み状況の
紹介、新システムへの提案がなされた。そして
かなりの部分は各大学の努力により提案が具体
化したり、改善されてきた。しかしまだ実施さ
れてないものもあり、その中の一つに停年退職
された先生方による組織を設けて、生涯学習に
関して、国立大学への人的協力があるが、未だ
具体的なアクションを起していないので、それ
に向けて実現への方途、又は現在の学習成果を
挙げる方策等のご意見があれば伺いたい。

以上について、次のような意見交換があった。

- 在県大学（国・公・私）の公開講座一覧表
による情報提供
- 緊急性をおびた企業のリカレント教育への
期待
- メディアを利用した公開講座と地方自治
体の生涯学習の動き
- 教職員の大学公開講座以外のリフレッシュ
学習への協力
- 社会的ニーズに応じた公開講座の盛況、
その経費捻出の問題
- 夜間主コース所属の教職員の生涯学習参加
への問題点

○ 生涯学習システム構想の推進状況

2. 委員長の交代について

加藤委員長より委員長の交代について、次の
ように諮られた。

委員方々のご協力を得て委員長を務めさせて
いただいたが、5月末で学長任期満了により退
任することになった。ついては、次期委員長の
選出をお願いすることにしてはいたが、欠席の委
員が多く、議決定数に達しないため、本日も出
席の委員で、次期委員長を推薦していただき、
後日欠席の委員に書面で賛否を問うことにして
はどうかと思うので、ご了解を得たい。

以上了承されたのち、協議を行った結果、阿
部委員（一橋大学長）を推薦、必要な事務手続
を執ることになった。

3. その他

委員長より、次のように述べられた。

昨年の国大協総会で井村副会長より、「文化学
術立国をめざして」の題名で、国立大学の現状、
大学が当面する課題を、世間一般に周知するた
め刊行についての説明があり、総会で了承され
ていた。

本年2月、吉川会長より本委員会に、別紙項
目の内「生涯教育における役割」の執筆依頼が
あったので、新委員長をお願いしたいと思っ
ていたが、委員の中で執筆いただける方があれば、
お申し出いただきたい。

以上について意見交換ののち、委員長と次期
委員長とで相談の上執筆することになった。

以上をもって本日の議事を終了した。

予算・決算

平成6年度国立大学協会歳入歳出決算

平成7年6月1日理事会

平成7年6月第96回総会

科 目	予算額	流用額	予算現額	決算額	差引額	摘 要
[歳入の部]	円 201,500,000	円 0	円 201,500,000	円 201,619,684	円 119,684	
(1) 会 費	159,553,000	0	159,553,000	159,553,000	0	98大学会費
(2) 預金利子	800,000	0	800,000	990,084	190,084	銀行預金(定期・普通)利子
(3) 雑収入	100,000	0	100,000	29,600	△ 70,400	報告書頒布収入等
(4) 前年度繰越	41,047,000	0	41,047,000	41,047,000	0	
[歳出の部]	201,500,000	0	201,500,000	159,759,684	41,740,316	
1. 事業費	81,700,000	0	81,700,000	72,776,164	8,923,836	
(1) 総会費	6,500,000	0	6,500,000	6,015,025	484,975	総会・事務連絡会議の会場費等
(2) 役員会費	1,500,000	0	1,500,000	1,148,221	351,779	理事会・幹事会経費
(3) 委員会費	2,700,000	0	2,700,000	2,375,414	324,586	各委員会等の会場費等
(4) 会報発行費	3,800,000	0	3,800,000	3,327,048	472,952	会報の印刷費・送料等
(5) 調査研究費	4,500,000	△ 500,000	4,000,000	3,802,040	197,960	参考図書・資料印刷費等
(6) 会議旅費	55,000,000	0	55,000,000	49,680,460	5,319,540	総会その他会議出席旅費
(7) 図書・資料頒布費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	委員会報告書印刷費等
(8) 通信費	2,200,000	1,057,006	3,257,006	3,257,006	0	郵便切手・はがき・電話料等
(9) 国際交流費	4,500,000	△ 557,006	3,942,994	3,170,950	772,044	UMAP会議経費
2. 事務費	87,850,000	579,089	88,429,089	86,983,520	1,445,569	
(1) 諸給与	69,000,000	485,198	69,485,198	69,485,198	0	事務局職員の給料, 諸手当
(2) 備品費	1,700,000	27,876	1,727,876	1,727,876	0	
(3) 借用料	3,500,000	0	3,500,000	2,714,575	785,425	事務局土地建物借料
(4) 消耗品費	800,000	△ 27,876	772,124	735,234	36,890	用紙・事務用品等
(5) 旅費・交通費	2,700,000	0	2,700,000	2,407,080	292,920	職員の通勤費, 事務連絡旅費等
(6) 庁用諸費	2,500,000	0	2,500,000	2,169,666	330,334	光熱水料その他
(7) 被保険者事業主負担金	4,650,000	93,891	4,743,891	4,743,891	0	社会保険事業主負担金
(8) 退職給与引当金	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	
3. 予備費	31,950,000	△ 579,089	31,370,911	0	31,370,911	
翌年度繰越額					41,860,000	

平成7年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

平成7年3月8日理事会

平成7年6月第96回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
	千円	千円	千円	
[歳 入 の 部]	216,113	201,500	14,613	
(1) 会 費	170,553	159,553	11,000	98大学会費
(2) 預 金 利 子	900	800	100	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	2,800	100	2,700	報告書頒布収入等
(4) 前 年 度 繰 越	41,860	41,047	813	
[歳 出 の 部]	216,113	201,500	14,613	
1. 事業費	94,000	81,700	12,300	
(1) 総 会 費	6,500	6,500	0	総会・事務連絡会議会場費, その他
(2) 役 員 会 費	1,500	1,500	0	理事会, 幹事会経費
(3) 委 員 会 費	2,700	2,700	0	各委員会等の会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,800	3,800	0	年4回発行印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	4,500	4,500	0	参考図書, 資料印刷等
(6) 会 議 旅 費	55,000	55,000	0	総会・理事会・各委員会等出席旅費
(7) 図 書・資 料 頒 布 費	12,000	1,000	11,000	委員会報告書印刷費等
(8) 通 信 費	3,000	2,200	800	郵便切手・はがき・電話料等
(9) 国 際 交 流 費	5,000	4,500	500	JUSSEP・UMAP関係外国旅費
2. 事務費	87,800	87,850	△ 50	
(1) 諸 給 与	70,200	69,000	1,200	職員の給料・諸手当
(2) 備 品 費	500	1,700	△ 1,200	事務用家具・器具類
(3) 借 用 料	3,000	3,500	△ 500	事務局建物の借料
(4) 消 耗 品 費	800	800	0	封筒・用紙・文具類
(5) 旅 費・交 通 費	2,700	2,700	0	職員通勤費, 事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,500	2,500	0	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	5,100	4,650	450	職員加入社会保険の事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	3,000	3,000	0	
3. 予 備 費	34,313	31,950	2,363	

資 料

平成7年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る 就職協定期日等について

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の平成8年3月卒業予定者の就職活動に係る採用選考開始期日、採用内定開始期日等について、大学等関係団体及び企業等関係団体で構成される就職協定協議会において、別紙1のとおり「平成7年度就職協定」が決定されるとともに、別紙2のとおり「就職協定協議会申合せ事項」が決定されました。また、これを受け、大学等における求人票の公示開始期日等について、大学等関係団体で構成される就職問題懇談会において、別紙3のとおり「平成8年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校との間の求人求職事務について」の申合せがなされました。

(別紙1)

平成7年度就職協定

平成7年2月22日
就職協定協議会世話人会

1. 採用選考開始
 - ・採用選考開始は、8月1日前後を目標として、企業の自主的決定とする。
2. 採用内定開始
 - ・10月1日
3. 運用上の順守事項
 - 1) 企業等は、採用人員、選考期日、場所等に関する情報を公開する。
 - 2) 企業等は、採用活動にあたり学事日程を尊重する。
 - 3) 企業等は、拘束をはじめとする不公正な採用活動を行わない。
 - 4) 大学や企業等が主催する企業研究会・説明会の開始は、7月初旬以降を目標とする。
 - 5) リクルーターとの接触開始は、7月初旬以降を目標とする。
 - 6) 大学側の求人票公示日は、7月1日とする。
 - 7) 高校卒業者については、教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用枠の確保をはかる。

(別紙2)

就職協定協議会申合せ事項

平成7年2月22日

就職協定協議会世話人会

1. 大学と企業は、就職協定の精神を尊重し、就職活動が早期化しないように徹底する。
2. 就職情報誌、マスコミおよび自治体等の主催する就職セミナーの開始は、就職協定に準じて行うよう協力を呼び掛ける。

(別紙3)

平成8年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校 との間の求人求職事務について

平成7年2月22日

就職問題懇談会

1. 求人票の取り扱いについて
 - (1) 求人依頼文書の発送は、5月1日以降を目途に行う。
 - (2) 求人票（求人要項及び採用予定人員、労働条件、採用方法を記載した印刷物）の受理は、6月1日以降行う。
 - (3) 求人票の公示開始は、7月1日とする。
2. 企業研究会・説明会の実施方法について
 - (1) 7月1日以降、各大学等において自主的に実施する。
 - (2) 開催期日についての案内は、6月中旬以降提示する。
 - (3) 企業が実施する「企業研究会・説明会」のための会場提供は、7月1日以降とする。
3. 情報誌、マスコミ及び地方自治体等が主催する企業セミナーの取り扱いについて
情報誌、マスコミ及び地方自治体等が主催する企業セミナーのポスター等は、6月中旬以降提示する。
4. ガイドブック（求人要項記載のもの）の取り扱いについて
ガイドブック（求人要項記載のもの）の大学への搬入は、7月1日以降とする。
5. 学校推薦の取り扱いについて
学校推薦は、7月1日以降とする。

6. 就職ガイダンス等の講師について

7月1日前の就職ガイダンス等には、個別企業からの講師は招請しない。

7. その他

- (1) 共通のポスターを掲示すること等により、学生に対し、7月1日前の会社訪問等を慎むよう指導する。
- (2) 学生の応募書類は、「大学指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』、『健康診断書』）」とし、企業に対して、就職差別につながるおそれのある「会社指定書類」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないよう依頼する。
- (3) 採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に沿って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう依頼する。

※備考

大学側は、協定の遵守体制を各大学等団体に設け、その代表者をもって連絡調整を図る。

学術審議会「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成」（中間まとめ）に関する意見書

平成6年9月12日

国立大学協会会長

吉川 弘之

最初に、学術審議会の今回の「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成」（中間まとめ）（以下「中間まとめ」と略称）が、センター・オブ・エクセレンス（以下COEと略称）およびその育成について、現状に即して多角的に検討されている点について敬意を表します。以下にCOEと大学の関係を中心に、今後のご審議で留意していただきたい点を申し述べます。

1. COEと独創的発想の関係について

「中間まとめ」1の（2）の述べられているCOEの概念の分析は十分に多角的であるが、わが国の科学研究の振興について、COEと密接に関連するが、COEの育成だけではカバーできない面があることを申し上げたい。わが国の研究について、独創的な発想の不足がしばしば指摘される。独創的な発想は研究の遂行の途中に生まれることが多く、したがって、COEと目される研究組織の中で生まれる確率がかなり高く、COEの育成が独創的発想を促す効果をもつことは当然である。反面、独創的発想が必ずしもCOE候補ともならない研究組織で生まれる例も国内外で多く挙げることができる。このような独創的な研究の萌芽が生まれる土壌をできるだけ広く涵養することも、わが国の科学振興に必須のことと考えられる。

2. COEと非COEの関係

わが国の研究組織の中で、とくに大学についてCOEを選定する場合に、特定の研究組織をCOEと選定することは、同時に同じ分野の他の研究組織を非COEと認定する効果をもつことを強調したい。そのことが、上記の独創的発想を生む基盤を狭く限定することにならないような十分の配慮が必要である。

研究方法ないし方向が確立し、共同利用を目的として設置された研究所等は、「中間まとめ」にも述べられているように、COEの選定が比較的容易な例であり、また所期の目的を達成することも十分に期待できる。このような場合のCOE的な組織は、人員構成の変動や研究の進展に伴う研究内容の変化に対処するために、設備の更新の他に、常に外部の非COE的な組織からも人材を求めてその活動度を維持しなければ、早晚その使命を終える時期が来ることは歴史の教えるところである。このことからCOEを支える非COEの存在が不可欠であるといつてよい。

3. 大学でのCOEと非COEの境界の存在の妥当性

大学のとくに学部、大学院研究科に属する組織については、教育の必要上も考慮して設置される組織であるから、同様な組織が幾つかの大学に存在することが多い。それらを「中間まとめ」の1.の(2)に述べられている基本概念に基づいて評価し、その結果を点数で表現するとすれば、その評価はかなり連続的に分布し、さらに、中心となる研究者の個人的能力に依存する度合いが強いので、時間の経過とともにかなりの変動があると考えられる。「中間まとめ」の5頁の[COEの対象とする分野]においても、「対象とする分野を狭くとりすぎると、学問分野にはライフサイクルがあるので、短期間で分野の選定の見直しが必要となり…」と述べられているが、COEと非COEの境界線を何処に引くかによっては、たとえかなり大きい組織でもその点数の変動がこの境界線の上下にまたがることもあり、そのような境界線の存在意義についての疑問が発生するであろう。わが国においては、国立大学が上に述べた独創的な発想を生む土壌の大きな部分を占めているが、それをCOEと非COEに分類するよりも「中間まとめ」の3.COE形成のための施策の(2)に述べられている各種施策を一層充実してCOEの自然形成を促すことが適当である。このことは、一方において、時間経過による実際上のCOEの縮減や消滅を自然に実現できる利点もある。それぞれの組織についてCOEの指定あるいは非指定を行うときは、日本の場合の諸制度に強固に存在する惰性的存続の傾向にどのように対処するかという問題についての解決策を用意しなければならないという問題を抱えることになるかと予想される。

4. 結 び

COEは、独創的な発想を生む土壌の上に形成されるものであるが、この基盤は広くCOEおよび非COEにまたがっている。COEの選定がこの基盤を狭く限定することがないような配慮を要望する。COE選定の制度は、まず、明確な目的をもって設置された共同利用的な大規模研究所に適用するべきであろう。大学の学部、大学院研究科に属する研究組織については、COEの自然形成および充実を促進する諸施策を実施し、人為的なCOEの認定を行わない方が適切である。そのことは、研究者の加齢、研究の進展等に即応した自然縮減ないし消滅を容易にし、予算の効率的な使用を保障すると考えられる。

「短期留学の推進について」（短期留学推進に関する調査 研究協力者会議中間報告）に対する意見について

平成7年2月10日

国立大学協会会長

吉川弘之

1. 中間報告に示された趣旨は、基本的に妥当と考えます。
2. 「入国在留手続き等」について、短期留学生の受入れを推進していく上で、機関保証を拡大していくことは大変重要であると考えますが、機関保証の実施に当たっては、各大学が入国管理局と個々に協議するものではなく、国の制度として機関保証ができる仕組みを整えることが必要だと考えます。
3. 「奨学金等」について、各大学において、国際交流のための基金等の財源を整備することについては、総論として同感であります。大学が既に独自の基金を十分に持っている場合は別として、「短期留学生受入れのための基金」を各大学が新規に募金をしようとすれば、競合することが予想され、また、直ちに十分な基金を確保することも困難と考えられますので、経済団体等を一元化して基金を積み立て、各大学の実績等に応じて配分する等の方策も検討していただければ好都合かと考えます。

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(前任)	(新任)
北海道大学	廣重 力	丹保 憲仁
東京農工大学	阪上 信次	梶井 功
総合研究大学院大学	長倉 三郎	廣田 榮治
福井医科大学	鳥塚 莞爾	須藤 正克
鳥取大学	林 真二	高橋 和郎
島根大学	山田 深雪	北川 泉
岐阜大学	加藤 晃	金城 俊夫

○委員長の交代

(委員会)	(前任)	(新任)
生涯学習特別委員会	加藤 晃(岐阜大学長)	阿部 謹也(一橋大学長)

○ 委員の委嘱

(委員会)	
第5常置委員会 JUSSEP小委員会	西口 光一(大阪大学助教授)

○ 委員の交代

	(前任)	(新任)
第5常置委員会	山澤 逸平(一橋大学教授)	水岡 不二雄(一橋大学教授)
教員養成制度 特別委員会	星 埜 惇(福島大学長)	吉原 泰助(福島大学長)
学術情報 特別委員会	星 埜 惇(")	吉原 泰助(")
"	小山 健夫(東京大学教授)	齊藤 忠夫(東京大学教授)
入試改善 特別委員会	廣重 力(北海道大学長)	丹保 憲仁(北海道大学長)

○ 専門委員の交代

(委員会)	(前任)	(新任)
第3常置委員会	佐藤孝安(東京大学学生部長)	竹内 實(東京大学学生部長)
第6常置委員会	加藤孝治(京都大学事務局長)	中林勝男(京都大学事務局長)
学術情報特別委員会	山中伸一(横浜国立大学助教授)	吉田大輔(横浜国立大学助教授)
特別会計制度協議会	加藤孝治(京都大学事務局長)	中林勝男(京都大学事務局長)

○ 委員の退任

(委員会)	
第1常置委員会	花輪俊哉(一橋大学教授)
第3常置委員会	吉田典可(広島大学教授)

○ 専門委員の退任

(委員会)	
第2常置委員会	猪岡 武(大阪教育大学教授)
大学院問題特別委員会	宇賀治 正 朋(東京学芸大学教授)
医学教育に関する特別委員会	柿本 泰 男(愛媛大学教授)
教養教育に関する特別委員会	夏目 隆(神戸大学教授)
〃	立田 清 朗(九州大学教授)

編集後記

- * 本号の「巻頭エッセー」には、平山東京芸術大学長にお願いして「文化交流の先覚者 小辻節三氏を偲んで—イスラエルの旅から—」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。(T)
- * 先般、国立大学協会訪米調査団の募集をした結果、募集定員を上回る申込みがありました。今後、訪問希望者との連絡、訪問大学・旅行業者との折衝等、種々の業務が山積していますが、調査団が実り多き成果を挙げることを期待し、現在その準備に追われています。
- * 本年3月、当協会教養教育に関する特別委員会が「教養教育の改善に関する調査報告書—アンケート調査のまとめ及び資料—」を、また5月には教員養成制度特別委員会が「大学における教員養成—教員需給の変化に対応する教員養成のあり方—」を取りまとめました。まだ残部がございますので、ご希望の方は事務局宛ご連絡ください。(F)

会報発行＝年4回(2月・6月・8月・11月)

平成7年6月9日 印刷
平成7年6月12日 発行 (非売品)

会 報 第148号

(第45巻第2号 通巻第148号)

編集兼
発行者 滝沢 源平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (3813) 0647

FAX 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養教育に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
 - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会